

第6回 ふるさとづくり有識者会議

日時：平成26年2月12日（水）

10:00～12:00

場所：内閣府本府5階特別会議室

1 開会

2 討議

3 閉会

【配付資料】

資料1 事務局提出資料

資料2 各委員のご意見

資料 1 (委員限り)

ふるさとづくり有識者会議
事務局提出資料

「ふるさとづくり」有識者会議報告 〔案〕

平成26年3月

ふるさとづくり有識者会議

目 次

- 1 今なぜ「ふるさとづくり」か
- 2 「ふるさとづくり」の意義
～「ふるさとづくり」とは（Concept Statement）～
- 3 「ふるさとづくり」の要素とその取組
 - （1）環境的かかわり
 - （2）人と人との関係的かかわり
 - （3）経済的かかわり
 - （4）教育的かかわり
 - （5）文化的かかわり
- 4 ふるさとづくりの全国発信と実践活動
- 5 「ふるさとづくり」推進の充実と当面の取組
 - （1）ふるさとづくり推進の充実のために
 - （2）平成26年度の取組
- 6 「ふるさとづくり」の更なる展開を目指して

<参考>

- I ふるさとづくり有識者会議の開催について
- II ふるさとづくり有識者会議 委員名簿
- III ふるさとづくり有識者会議 開催経過
- IV ふるさとづくり有識者会議 議論の経過
 - 1 日本人にとっての「ふるさと」の要件に関する議論
 - 2 「ふるさとづくり」の担い手づくりに関する議論
 - 3 「ふるさとづくり」を下支えする経済的条件づくりに関する議論
- V ふるさとづくり有識者会議 現地調査の概要
- VI ふるさとづくり有識者会議 実践活動の概要

1 今なぜ「ふるさとづくり」か

従来から美しい自然と文化の中で、私たちはその営みを続けており、日々の暮らしの中で、自分が生まれ育った場所を「ふるさと」と認識し、愛してきた。「ふるさと」に帰属しているという意識が、私たちに安心感をもたらした。「ふるさと」は、いわば心の拠りどころであった。

そして、その「ふるさと」の原風景には、青き山、清き川、風や空、祭りなど、世代を超えての一定の原型があるように思われるが、しかし、実際には途絶えてはならない原風景が失われつつあるなど、現実と「ふるさと」の原型に隔たりが生じている。

また、大都市に人口が集中している現状においては、自分が生まれ育った場所が「ふるさと」であるという認識を持たない人も増えている。

このような状況を踏まえると、私たちの活力の源であり、誇りである「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを後世に伝えていくことが必要ではないか。そして、そのために「ふるさとづくり」をどのように進めていくかを、今、考えてみるべきではないか。

「ふるさとづくり有識者会議」は、そのような問題意識のもと、「ふるさと」について改めて思いをいたし、「ふるさとづくり」の意義や手法などについて多方面から議論したものである。

※中間報告に追加

「ふるさとづくり有識者会議」は、平成25年4月11日に第1回会議を開催して以来、有識者会議を計4回開催し、また、現地調査も3回行った。会議での議論や各地域の方々との意見交換を踏まえて、『「ふるさとづくり」推進中間報告』をとりまとめ、7月3日に安倍総理に提出した。

その後、今後の各地域でのふるさとづくりの活動の参考となるよう、「中間報告」の内容をわかりやすくまとめた『ふるさとづくりガイドブック』及びふるさとづくり有識者会議委員の活動実績や関係省庁のふるさとづくり関連施策をまとめた『ふるさとづくり推進のために～施策・取組事例集』を作成し、全国の都道府県、市町村、及びふるさとづくり推進組織（合計約6000団体）に配布したところである。

また、ふるさとづくり有識者会議による「ふるさとづくり実践活動」を3カ所で計6回行い、各地でふるさとづくりに取り組む方々と意見交換し、現状や課題を伺い、活動へのアドバイスをを行った。

これらの活動も踏まえて、さらに有識者会議を3回開催し、本報告を取りまとめたところである。

2 「ふるさとづくり」の意義

※中間報告に追加

「ふるさと」は心の中にあるものであり、自分自身が最終的に帰属する精神的な拠りどころになる場所である。生まれ育った場所を「ふるさと」と思う人が多いが、「ふるさと」は必ずしも生まれ育った場所に限定されるものではない。

例えば、両親や祖父母の出身地、学生時代を過ごした場所、勤務で赴任した場所、旅行で訪れた場所等、何かのきっかけで愛着を感じ、何らかの形でかかわった様々な場所が「ふるさと」になり得る。

「ふるさとづくり」とは、ある場所に「ここをよせる」ことと、「そこにかかわる」ことのくり返しであり、ひとりひとりのこれまでの「ふるさと」に対する愛着、帰属意識が一層高まるとともに、新しい場所を「ふるさと」と思うことにもつながり、これによって「ふるさと」がつくられていく。

こころの拠りどころとしての「ふるさと」は、自分自身の支えとなる場所、安心と癒やしを感じる場所である。

また、生活の営みの場としての「ふるさと」は、日本人の原像風景としての自然環境が残された場所、誇りある生活の場として自律的な経済活動が営まれる場所、人々の絆やつながり、交流が築かれている場所である。

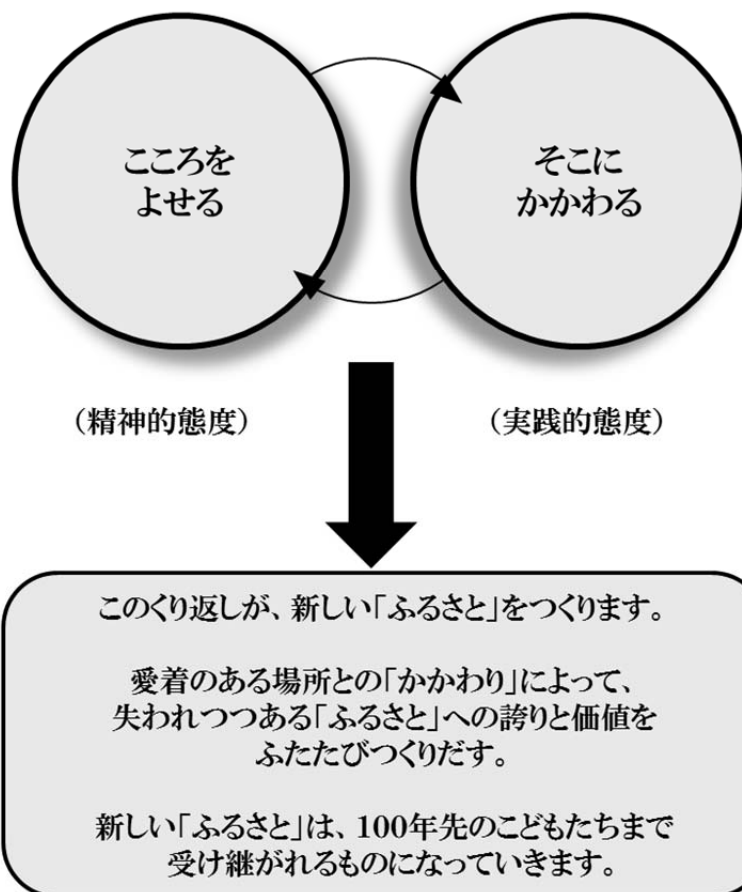
「こころの拠りどころ」としてのふるさとに、こころをよせる（精神的態度）ことにより、「ふるさと」に対する愛着が生まれる。そして、こころをよせるだけでなく、「生活の営みの場」としての「ふるさと」に、何らかの形でかかわる（実践的態度）ことにより、さらに「ふるさと」を思う気持ちが強くなっていく。

ある場所に「かかわる」ことにより、また、その場所へ「こころをよせる」ことが促進されていき、また、より深く「かかわる」ようになっていく。この

くり返しによって、新しい「ふるさと」がつくられていく。愛着のある場所との「かかわり」によって、失われつつある「ふるさと」への誇りと価値をふたたびつくりだすことによって、新しい「ふるさと」は、100年先の子どもたちまで受け継がれるものになっていく。

ふるさとづくりとは、
ある場所に、
「ここをよせる」ことと、
「そこにかかわる」ことの、
くり返しです。

“こころの拠りどころ”としてのふるさと “生活の営みの場”としてのふるさと



ふるさとづくり有識者会議では、このような「ふるさとづくり」の意義を国民の皆様にはわかりやすく示すため、次のように「～ふるさとづくりとは・・・(Concept Statement)～」としてまとめたところである。

～ 「ふるさとづくり」とは・・・(Concept Statement) ～

ところをよせる。そこにかかわる。

「ふるさと」は、
生まれ育った場所だけではありません。

「ふるさと」は、
私たち日本人一人ひとりが、
自分のよりどころとなる
「ところをよせる」やすらぎの場を指します。

愛する人が住むところかもしれない。
偶然訪れた村や町かもしれません。
「日本全体が、私のふるさと」
という人もいるでしょう。

大切なのは、「ところをよせる」
ばかりではなく、何かのかたちで、
「そこにかかわる」こと。

小さなことでもかまいません。
そこに旅にでかけてみる。
その土地の産品を買ってみる。
そこに住む人といっしょに
汗を流して働いてみる。

少しの「かかわり」で、
「ところをよせる」気持ちが強くなる。
それがきっかけとなって、
さらに深く「かかわる」ようになる。

このくり返しが新しい「ふるさと」をつくります。

愛着のある場所との「かかわり」によって、
失われつつある「ふるさと」への誇りと価値を
ふたたびつくりだす。

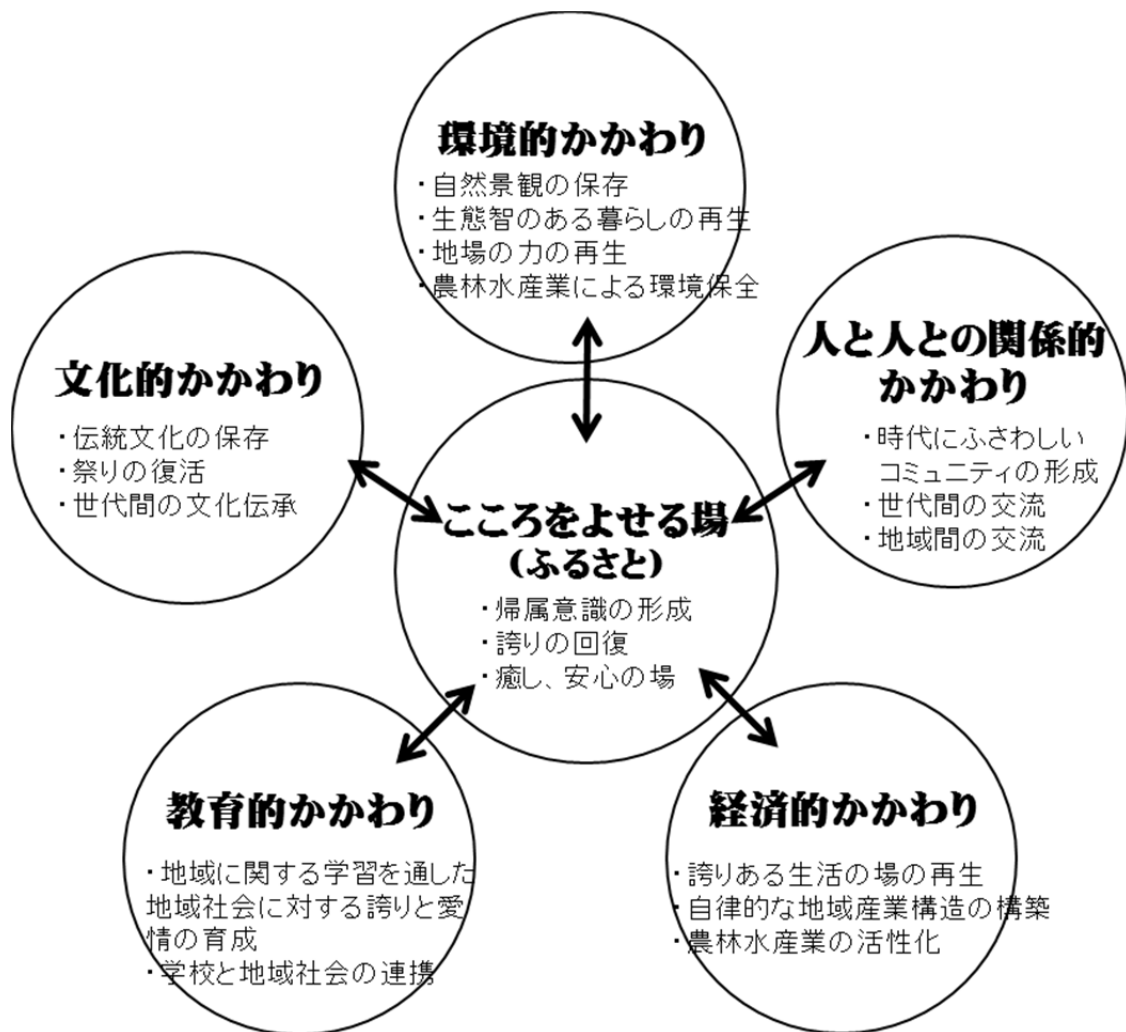
新しい「ふるさと」は、100年先の子どもたちまで
受け継がれるものになっていきます。

3 「ふるさとづくり」の要素とその取組

こころをよせる場である「ふるさと」とのかかわり方は様々であり、いくつかのインターフェイスが存在し、人によって、様々な要素や深さ、単位で「かかわり」をもつことにより、「かかわりのネットワーク」が構築される。

※中間報告に追加

ふるさとづくり有識者会議では、「ふるさと」とのかかわりを、「環境的かかわり」、「人と人との関係的かかわり」、「経済的かかわり」、「教育的かかわり」、「文化的かかわり」の5つの視点から整理したところであり、それぞれのかかわりについては、既に各地で、様々な取組が始まっている。



(1) 環境的かかわり

美しい自然の景観を後世に残していくことが、ふるさとを守ることになる。私たち日本人の原風景としての美しい景観を後世に残していくことが必要であり、それも箱庭のように静的に保存するだけでなく、そこに自然と人間の営みのバランスがとれた「生態智」をきちんと保っていくことが大切であり、ふるさとづくりは、自然と生活をもっと調和させていくことである。

具体的な環境的かかわりとしては、自然景観の保存、生態智ある暮らしの再生、地場の力の再生、農林水産業による環境保全等のかかわり方がある。

<環境的かかわりの先進事例>

- ・景観・歴史を大切にしまちづくり（東京都目黒区、石川県金沢市等）
 - ・「日本で最も美しい村」連合（北海道美瑛町、徳島県上勝町等）
- 引き続き、国土交通省等において良好な景観の形成や歴史的な街並みの保全・活用を推進

(2) 人と人との関係的かかわり

地域や世代の違いを超えて、人々の交流を広げることにより、そこから新しいふるさが生まれていく。昔ながらの地縁・血縁に止まらず、新たな縁や絆が生まれるよう、都市と農村の地域を越えて、また世代や年齢を越えて、今まで交流のなかった人々とも交わりを広げていくと、そこからこれからの「ふるさと」にふさわしい、新しいコミュニティが次々育っていくことになる。

具体的な人と人との関係的かかわりとしては、時代にふさわしいコミュニティの形成、世代間の交流、地域間の交流等のかかわり方がある。

<人と人との関係的かかわりの先進事例>

- ・新潟県上越市、十日町市「田舎体験推進協議会」
- 引き続き、農林水産省等において、都市と農山漁村の共生・対流を推進
- ・山形県村山市、長崎県対馬市「地域おこし協力隊」
- 引き続き、総務省等において、地域おこし協力隊の取り組みを支援

(3) 経済的かかわり

大胆なアイデアと熱い情熱で、地域の産業に力を与えていくことが、ふるさとへの気持ちを強くしていくことにつながる。多彩な才能と熱い情熱が結集し、新たな地域産業を担う人々や組織を育てていくことにより、そこに暮らす人々の生活を潤し、地域の活力がさらに高まるような仕事がどんどんつくられ、経済の力によって、ふるさとへの気持ちをもっと強くしていくことができる。

具体的な経済的かかわりとしては、誇りある生活の場の再生、自律的な地域産業構造の構築、農林水産業の活性化等のかかわり方がある。

＜経済的かかわりの先進事例＞

- ・熊本県荒尾市「企業組合中央青青空企画」
- 今後、経済産業省等において、専門家派遣や各種支援制度も活用し、こうした取り組みの全国展開を目指す
- ・青森県青森市「ナマコ加工廃棄物を活用した地場産業づくり」
(地域経済イノベーションサイクル)
- 今後、総務省等において地域経済イノベーションサイクルの全国展開に取り組む
- ・岩手県紫波郡紫波町「オガールプラザ」(官民合築による民間と行政との複合施設)
- 引き続き、国土交通省等を含む「官」と「民」との連携によるまちづくりを推進

(4) 教育的かかわり

ふるさとの歴史、文化、産業等を学ぶことによって、その場所への誇りと愛情が育っていくのであり、ふるさとの資産や歴史をもう一度学び直すことが必要である。古い場所でも新しい場所でも、人々がその場所でどのようにかかわり、暮らし、愛してきたかを知ること、新たな魅力が発見できるはずであり、その場所の人々の努力や愛情が、今も受け継がれていることを知ることによって、ふるさとの誇りと愛情は、もっと強くなる。

具体的な教育的かかわりとしては、地域に関する学習を通じた地域社会に対する誇りと愛情の育成、学校と地域社会の連携等のかかわり方がある。

＜教育的かかわりの先進事例＞

- ・千葉県佐倉市「佐倉学」
- ・宮崎県西都市「さいと学」
- 今後、文部科学省等において、こうした取り組みの更なる普及を目指す

(5) 文化的かかわり

伝統文化という価値への理解を含めることにより、その場所ならではの知的活力が生まれてくる。長い歴史や伝統に育まれてきた「祭り」や「芸能」などその場所ならではの伝統文化を、子どもや孫の代へとしっかり受け継いでいくことが必要であり、また、歴史の浅い場所でも、そこに生まれた新しい文化を見つけ、その場所ならではの知的活力に育てていくことにより新たな「ふるさと」がつくられていく。

具体的な文化的かかわりとしては、伝統文化の保存、祭りの復活、世代間の文化伝承等のかかわり方がある。

＜文化のかかわりの先進事例＞

- ・地域芸能伝統まつり
 - ・和歌山県新宮市「熊野学」
- 引き続き、総務省等において取り組みを支援

「ふるさと」に対する一つの行動が様々な「かかわり」の側面を持つ場合もあり、これらの「ふるさと」に対する「かかわり」によって、こころを寄せる場である「ふるさと」に対する帰属意識が形成され、誇りが回復し、癒やし、安心の場である「ふるさと」がつくられていく。

※中間報告に追加

4 ふるさとづくりの全国発信と実践活動

ふるさとづくりの取組を、全国で一層推進していくため、ふるさとづくりの意義をわかりやすく示した「ふるさとづくりとは… (Concept Statement)」を広く周知するとともに、「ふるさとづくり」に役立つ各省庁の支援施策をわかりやすく示すことも必要である。

このため、ふるさとづくり有識者会議では、7月の中間報告後、今後の各地域でのふるさとづくりの活動の参考となるよう、「中間報告」の内容をわかりやすくまとめた『ふるさとづくりガイドブック』及びふるさとづくり有識者会議委員の活動実績や関係省庁のふるさとづくり関連施策をまとめた『ふるさとづくり推進のために～施策・取組事例集』を作成し、全国の都道府県、市町村、及びふるさとづくり推進組織(合計約6000団体)に配布したところである。

また、ふるさとづくり有識者会議では、各地域でふるさとづくりに取り組む地方自治体やふるさとづくり推進組織との意見交換を行うなど、ふるさとづくりの実践活動を行ったところである。

各地で、様々なふるさとづくりの取組が見られるところであるが、それぞれに課題も抱えており、

- ・行政が縦割りではなく横断的に取り組むことが必要であり、また、民間と行政の連携強化や役割分担の明確化が必要。
- ・ふるさとづくりの活動に取り組む方々は現状では、高齢者、男性が多い、など偏りが見られるところであり、これを多様な主体に広げていくことが必要。
- ・「ふるさと学」の推進に際しては、市民の学習ニーズは高度化・多様化が進ん

であり、これに即した実践方法や開催時期、メニューの見直しが必要。

- ・「ふるさと学」を学習するとともに、実際の体験を通して学べる場が必要。
- ・各地のふるさとづくりの推進組織が知恵を絞り、多様な関係者を巻き込んでいく姿勢こそが、ふるさとを愛する大切さを気づかせてくれるのではないかと、ふるさとづくり有識者会議において、今後取り組んでいくことが重要とした点と同様の意見があり、これに対して有識者会議の委員からアドバイスも行ったところである。今後とも、継続的にこうした取組が必要である。

5 「ふるさとづくり」推進の充実と当面の取組

(1) ふるさとづくり推進の充実のために

今後の「ふるさとづくり」推進をより一層実のあるものにしていくために、本有識者会議としては、以下の点について取り組んでいくことが重要であると考える。

① 「ふるさと学」の推進により、「ふるさと」に対する誇りを回復すること

それぞれの「ふるさと」には、固有の自然や歴史や文化があり、例えば、藩校教育に見られるように、その場所ならではの学びの体系があり、街道毎での文化圏の形成も見られた。

いまいちど「ふるさと」の現状や地域の魅力、歴史などを体系的に整理し、深く掘り下げ、再発見し、それを学校や公民館・図書館・美術館あるいはインターネットなど様々な機会学ぶことにより、「ふるさと」に対する理解を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、誇りを取り戻し、「ここをよせる」きっかけにすることが必要である。

こうした取組を「ふるさと学」と呼び、各地域にふさわしい「ふるさと学」を展開していくことが必要である。

② ふるさとづくりコーディネーターの育成により、「ふるさとづくり」の担い手を育てること

「ふるさと」に対して、様々なかたちでの「かかわり」を推進していく核となる人材、「ふるさと」に対する深い愛情と誇りを持ち、「ふるさと」の価値を守り・創り・次の世代へつなげていくための熱意と知識と行動力を持った人材、すなわちふるさとづくりのコーディネーターを育成することが必要である。

③ 全国のふるさとづくり推進組織との協働により、地域の主体的な取組を後押

しすること

すでに各自治体（47都道府県、1742市区町村）には、ふるさとづくり
に「かかわる」数多くの団体が存在する（約3300団体、H25.6.26現在）。

各自治体やその諸団体に対して、先行事例や有識者の成功事例を情報共有し、
さらにそれぞれの団体が推進したい方向性に対して、ふさわしい政策や制度的
なメニューを提示することで、こうしたふるさとづくりの推進をサポートする
ことが必要である。

このような観点から、ふるさとづくりの啓発資料を作成し配布したところ
であるが、引き続き、有識者や各省庁を交えて、都道府県や市町村と連携・協力
しながら、全国各地の推進組織によるふるさとづくりを強力にサポートすべ
きである。

※中間報告に追加

（２）平成26年度の取組

本有識者会議としての提言は平成25年度末となったが、平成26年度にお
いては、ふるさとづくりに関連する各省庁の既存の施策を着実に実施すると
ともに、新たな予算を必要としない取り組みについても知恵を絞ることとして、
（１）に即して、以下のふるさとづくり推進活動を実施していくべきではない
か。

①ふるさと学の展開

各地域で既に取り組みされている「ふるさと学」に関して、副読本などコンテ
ンツ関係、自治体やNPO等における推進体制などについて、全国各地の現状を調
査するとともに、新たに「ふるさと学」への取組を検討している自治体やNPO
等への情報提供を行うことが必要ではないか。

②ふるさとづくりコーディネーターの育成

ふるさとづくりコーディネーターに求められる資質や知識等について、先進事
例を参考に体系的に集約しておくことが必要ではないか。また、その体系的な
知識等について、どのような人材育成方法が適切であるか等についても、モデ
ル的な取組を提示することが望ましい。

③全国のふるさとづくり推進組織との協働

「ふるさとづくり推進中間報告」等の啓発資料の作成、配付やふるさとづく
り推進活動等を通じて連携することができた全国のふるさとづくり推進組織と
のネットワークの強化とそれらの取組へのサポート体制について、具体的に構
築していくことが望ましい。

6 「ふるさとづくり」の更なる展開を目指して

ふるさとづくり有識者会議の議論は、安倍総理の「ふるさとづくり」に対する強い思いを受けて開始された。

「ふるさとづくり」については、これまでも様々な取り組みが積み重ねられてきた。しかし、一方では、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、全国で、多くの地域や「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつあるという厳しい状況にあることも事実である。

本有識者会議の議論においては、改めて、今なぜ「ふるさとづくり」を推進していくのか、「ふるさとづくり」の意義とは何かについて確認し、「ふるさとづくり」の要素とその取組について整理したうえで、中間報告をまとめた。

更に、その中間報告に盛り込んだ「ふるさとづくり」を、わかりやすいガイドブックとして全国発信するとともに、ふるさとづくりに前向きに取り組む地域の活動に参画し、その推進を支援する実践活動も積極的に行った。

これらの結果、「ふるさとづくり」は、新しい一歩に向けて、ようやくその歩みを始めた状況といえる。今後、この活動を全国に浸透させ、安倍内閣が最大の課題とする地域の活性化として結実させるとともに、伝統ある「ふるさと」を守り、美しい日本を支えていくものとしていくことが重要である。また、このことが、全国それぞれの地域で生きていくことの「誇り」を再生していくこととなるよう願うものである。

そのためには、本有識者会議で重点的に取り組むことと提言した、①ふるさと学の展開、②ふるさとづくりコーディネーターの育成、③全国のふるさとづくり推進組織との協働、の3点について、平成27年度以降においても、より充実した施策として事業化し、実施すべきことはもちろんのこと、「ふるさとづくり」に関わる施策について、関係省庁がこれまで以上に連携して積極的に取り組んでいく必要がある。

このような取組を、「ふるさとづくり」についての明確な哲学と問題意識を持って、持続的に実施していくためには、組織的にも、制度的にも、より充実し

た仕組みが必要であることについても強く指摘したい。

「ふるさと」を持つ意識が薄れるとともに、それぞれの地域で生きていくことの誇りが失われつつある今日、改めて、「ふるさとづくり」を強力に、かつ、粘り強く推進していくことこそが、全国津々浦々の地域に眠るありとあらゆる「可能性」を再び開花させ、新しい国づくりの一助となることを強く確信するところである。

本報告書が、国民一人一人の「ふるさとづくり」のきっかけとなり、各地域での取り組みが一層促進されることを念願している。

(参 考 资 料)

I ふるさとづくり有識者会議の開催について

平成25年4月10日
内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

文化、伝統、自然、歴史を大切にすることにより、日本人の心のよりどころであるふるさとを愛する気持ちを育み、誇りあるふるさとをつくるための基本理念や施策の在り方について検討を行うため、ふるさとづくり有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣の下に開催する。
- (2) 会議の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

Ⅱ ふるさとづくり有識者会議 委員名簿

大南	信也	NPO法人グリーンバレー理事長
(座長)	小田切 徳美	明治大学農学部教授
鎌田	東二	京都大学こころの未来研究センター教授
岸川	政之	三重県多気町まちの宝創造特命監
木下	斉	一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス代表理事
後藤	孝典	弁護士
殿村	美樹	株式会社TMオフィス代表取締役
中貝	宗治	兵庫県豊岡市長
濱田	純	秋田大学地域創生センター准教授(兼)北秋田分校長
原	範子	全国生活研究グループ連絡協議会会長
原田	弘子	マネジメントオフィスHARADA代表
藤崎	慎一	株式会社地域活性プランニング代表取締役
マリ・クリスティーヌ		異文化コミュニケーター、東京農業大学客員教授

(50音順)

Ⅲ ふるさとづくり有識者会議 開催経過

平成25年

○4月11日 第1回ふるさとづくり有識者会議

(安倍総理、木村補佐官から挨拶、委員から意見発表)

○4月13-15日 ふるさとづくり現地調査(宮崎市、日向市、西都市、高千穂町)

(知事、自治体関係者、地域づくりグループとの意見交換、現地視察)

○5月8日 第2回ふるさとづくり有識者会議

(委員から報告)

○6月5日 ふるさとづくり現地調査(佐倉市)

(市、小学校関係者との意見交換、授業視察等)

○ " 第3回ふるさとづくり有識者会議

(委員からの報告、中間報告について議論)

○6月19日 ふるさとづくり現地調査(長野市、中野市)

(知事、市関係者、NPOとの意見交換、現地視察)

○6月27日 第4回ふるさとづくり有識者会議

(中間報告について議論)

○10月4日 ふるさとづくり実践活動(小田原市)

(市長、市関係者、NPOとの意見交換、現地視察)

- 10月14日 **ふるさとづくり実践活動（岡崎市）**
（市長、市関係者、まちづくり協議会との意見交換、現地視察）
- 11月10日 **ふるさとづくり実践活動（南丹市①）**
（市長、市関係者、まちづくり委員会との意見交換、現地視察）
- 11月19日 **第5回ふるさとづくり有識者会議**
（実践活動の報告、今後の進め方について議論）

平成26年

- 1月17日 **ふるさとづくり実践活動（南丹市②）**
（市長、市関係者、まちづくり委員会との意見交換、現地視察）
- 1月30日 **ふるさとづくり実践活動（小田原市②）**
（『城下町・小田原ブランド』戦略フォーラム参加）
- 2月12日 **第6回ふるさとづくり有識者会議**
（最終報告について議論）
- 2月22日 **ふるさとづくり実践活動（南丹市③）**
（美山フォーラム参加）
- 3月 日 **第7回ふるさとづくり有識者会議**
（最終報告について議論）

IV ふるさとづくり有識者会議 議論の経過

1 日本人にとっての「ふるさと」の要件に関する議論

日本人にとっての「ふるさと」とは何かに関して議論を重ね、下記に挙げるとおりの様々な要件が抽出された。

(1) “こころのよりどころ”としてのふるさと

①自分自身の支えになる場所

- ・もともと「ふるさと」というものは心の中にあるものであり、自分自身が最終的に帰属する精神的な拠りどころになる場所である。したがって、「ふるさと」とは必ずしも生まれ育った場所に限定されるわけではなく、ある人にとっては「日本（全体）がふるさと」であったりもする。

②安心と癒しを感じる場所

- ・日本人にとっての「ふるさと」とは、非常に心安らぐ母の胎内のような「安心空間」であり、森のヌシと鎮守の森に守られ、長い歴史と伝統に囲まれて生きる「癒しの空間」である。

(2) “生活の営みの場”としてのふるさと

①日本人の原像風景としての自然環境が残された場所

- ・日本のふるさとの基本形は千年万年単位の記憶をもつ「小盆地宇宙」であり、古くは古事記の「国偲びの歌」に歌われた“倭しうるわし”の風景であり、文部省唱歌「ふるさと」に描かれる山と川（水）、すなわち平坦な農村地帯とその外部の棚田・丘陵、そして山林と分水嶺につながる山地が織りなす美しい風景である。

②「生態智」が保たれている場所

- ・「生態智」とは、日本人が長い生活の歴史の中で作り上げてきた、自然と人工の持続可能な創造的バランス維持システムの技法と知恵である。いま流行の「地産地消」の原点も、山・森(里山)・野原・田畑・川・海の連環の中にある。

③日本の伝統文化が保たれ、知的創造力を刺激する場所

- ・長い歴史や伝統の中で育まれてきたその土地ならではの「祭り」や「芸能」など伝統文化が継承され、ひと・もの・情報が集散する地に知的創造力や知的活力が生まれいずる場所である

④誇りある生活の場として自律的な経済活動が営まれる場所

- ・日本人の生活の場としての「ふるさと」は、みんなで額に汗して働く共同労働の場であり、生活するのに過不足ない報酬と仕事に対する誇りを持てる自律的な地域経済が成立している場である。

⑤人々の絆やつながり、交流が築かれている場所

- ・その地域にすむ人々の密なコミュニティが存在し、お互いが助け合いながら生活を営み、お爺ちゃんお婆ちゃんから孫世代までの世代間の交流や伝承も成立し、また近隣の他地域との交流と連携も築かれている場である。

2 「ふるさとづくり」の担い手づくりに関する議論

これからの「ふるさとづくり」の主体となる担い手を育てていくにあたり、どんな資質や能力が必要なのかに関して議論を重ねた。

① 若者が主役

- ・中高年の力も必要であるが、そのふるさとを今まさに支える若者に、「ふるさとづくり」の理念や具体的な方策を教え育てる仕組みをつくるべきである。
- ・小中高、大学の若い子どもたちが動くことによって地域に力を与えている。

② 「当事者意識」を持ち、自立した人材であること

- ・当事者が国づくりとかふるさとづくりの担い手で、その当事者自身が自己創造をしていく。
- ・みずから考え、みずから汗をかき、みずから責任をとるべし。
- ・「守られるふるさと観」から「みずから独自の繁栄を目指して自立するふるさと観」に変わる必要がある。みずからが考えて、みずからが、その文化であったり歴史であったり、また、生活をしていくのかということ直視することが必要である。
- ・みずから課題を見つけたらそれを自分で解決する。会社に入るのではなく、自分で会社を起こしてふるさとに生きるための会社をつくるという視点が欲しい。

③ 地域性とグローバル性を併せ持つ

- ・小さな世界都市の市民として、ふるさとのことをよく知っている、ふるさとが大好きだ、ふるさとの一員としての役割をちゃんと果たす。そんなふう地域と深く根ざしながらも、想像の翼、空想の翼、意識の翼、行動の翼は世界に羽ばたいていく。これが小さな世界都市の市民である。

④ 横串連携の必要性

- ・行政だけ、商工会、もう縦の時代ではない。横串で誰がやるか。行政だけではなくて民間も一緒にみんなですべきである。

⑤ 役割分担と客観的な視点

- ・よく言われるように「よそのもの＝第3者視点の整理屋」「わかもの＝実働部隊」「ばかもの＝アイデアマン」、3つの“もの”がお互いに認め合い活性化しながらふるさとづくりを進める。
- ・他者の目を入れて、自己評価と他者評価をしながら、もう一回練り直ししていくという構造が必要である。

⑥ ふるさとづくりに必要な能力

- ・「ふるさとづくり」を推進するために必要な知識・能力は、1) 組織づくり能力、2) ものづくり能力、3) 情報発信能力であり、それぞれの分野の専門家が、適材適所で対応していく必要がある。

⑦ 継続性の担保

- ・ふるさとづくりは長い時間がかかるものであり、中長期の視点に立った継続的な人材の育成・登用が必要である。

3 「ふるさとづくり」を下支えする経済的条件づくりに関する議論

「ふるさとづくり」を自立的かつ持続的なものにするために、その活動を下支えするどのような経済的条件整備が有効であるかに関して議論を重ねた。

① みずからの魅力をもとに経済的自立を促進する

- ・生活を支え得る仕組みがなくなると、特に若い人は仕事がないと出ていかざるを得ない。逆に自立していれば太古の昔から継続してきた文化を守ることにも、みずから負担をしていくことができる。
- ・若者たちが自分たちの町を知って、愛して、資源を利用して、あるいは既存の事業所を拡大したり引き継いだりしながら地域に残れる仕組みづくりを、学校あるいは行政、企業、住民たちも含めてやっていくべきである。
- ・どんな地域にも素晴らしいものは眠っているはずで、それに気づかせて資源として売り込んで、そこに雇用を生むことがいちばん大切である。
- ・雇用がないのだったら、手に仕事を持った人に来てもらうという逆転の発想もある。地域の魅力が出てくれば、そこに創造的な人が集結をしていくという正の連鎖と循環が起こる。
- ・「流入増加」「循環促進」「流出減少」という三位一体が重要である。

② 公共サービスを地域産業投資に結びつける

- ・公共施設に来る人々はビジネス的には「集客」と見ることができる。その集客能力をビジネスチャンスに変えていく。公共サービスを充実させながら、地域産業を興し雇用も生みだすことに繋がっている。こういうやり方を広げていく必要がある。

③ 販売にまで踏みこんだ政策

- ・これまでの補助金政策は、物をつくるところまでで終わってしまい、売るところまでいきつかないことが多かった。地域商社の設立のように、地域が合法的に独立して外に向けて販売していくことに関して、積極的にサポートをしていく必要がある。
- ・ここにしかないものを資源として売り込んで、世界を相手にして売れていく。そうすることによって地域に誇りを持つことができる。

④ 地域内資金循環の促進

- ・ICカードを含めて汎用的に普及したICT技術を積極的に活用して、地元での共通ポイントシステムや自治体でのボランティアポイントなどすべてを統合システムとして集約して、地域内における資金の循環を定着化できる仕組みが必要である。

⑤ 環境と経済が共鳴するような地域づくり

- ・環境に貢献する企業を誘致して、「環境経済事業」を認定する。環境にやさしい農法も積極的に取り入れることで、通常の農作物より高い価格で販売できる。副次的効果として観光客も増え、大きな経済効果をあげている。これが「環境経済戦略」であり、環境と経済が共鳴するような地域づくりである。

V ふるさとづくり有識者会議 現地調査の概要

1 宮崎県：西都市他

平成 25 年 4 月 13 日(土)～15 日(月)宮崎県宮崎市、日向市、西都市、高千穂町

→ 行政関係者、古事記や神話を生かしたふるさとづくりに取り組むグループとの意見交換、関連施設の視察

- 宮崎県西都市においては、学年毎に教材を作成し、小・中・高等学校を通じて、西都市の自然環境、歴史・伝統、産業などを学習することにより、地域に自信と誇りを持ち地域に貢献する人材を育成。
- 記紀 1300 年を迎え、古事記の記述を踏まえた地域発信やブランドづくりの推進。

2 千葉県：佐倉市

平成 25 年 6 月 5 日(水)千葉県佐倉市立白銀小学校、佐倉順天堂記念館

→ 「佐倉学」の授業参観(3年、6年)及び学校関係者との意見交換、関連施設の視察

- 佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物について学び、将来に生かすため「佐倉学」を提唱し、市立小・中学校において、平成 16 年度から「佐倉学」を教育課程に位置付け、社会科や総合的な学習の時間などで「佐倉学」を学ぶ取組を推進。佐倉市ならではの身近な教材をより系統だてて学ぶ。社会教育の場でも公民館を中心に「佐倉学講座」を開設。
- 西洋野菜の父、津田仙にちなんだ給食の提供やブランド食材づくり等。

3 長野県：長野市・中野市

平成 25 年 6 月 19 日(水) 長野県長野市及び中野市

→ 行政関係者及び地域の歴史や特色を生かしたふるさとづくりに取り組むグループとの意見交換、関連施設の視察

- 長野市松代地区において「NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会」が、信州まるごと博物館構想を推進。①庭園都市松代の推進、②まちなかの回遊性を高める寺巡りスタンプの整備、③松代学講座の開催、等に取り組む。
- 文部省唱歌「ふるさと」の作詞者高野辰之の生誕の地であり、ふるさとの原像ともいえる山、川の風景が残る中野市豊田地区において、様々なグループが活動。
- 長野県農村景観育成方針の策定、「ふるさと信州風景百選」の選定。

VI ふるさとづくり有識者会議 実践活動の概要

1 ふるさとづくり推進実践活動 in 小田原について

(1) 概要

日時：平成25年10月4日（金） 11時00分～13時30分

場所：小田原市役所庁議室

出席者：○補佐官：木村 内閣総理大臣補佐官

○委員：後藤 委員、濱田 委員、藤崎 委員、マリ・クリスティーヌ 委員

○各省：黒田 内閣官房内閣審議官、猿渡 総務省地域政策課長、天河 国土交通省まちづくり推進課長

参加者：○小田原市：加藤 小田原市長、関野 教育部長、諸星 文化部長、原田 文化部副部長、柏木 教育総務課長、乗畑 教育指導課長、古矢 生涯学習課長、鈴木 教育指導課指導主事、石井 教育指導課指導主事、大木 生涯学習課副課長、村田 生涯学習課生涯学習係長、岡 生涯学習課郷土文化館係長、湯浅 生涯学習課尊徳記念館係長

○団体：奥村 NPO法人小田原市生涯学習推進員の会理事長



(2) 現状と課題の整理、意見交換 (○：有識者委員 ●：小田原市)

- 生涯学習の裾野を広げていく必要があると考えているが、行政が学びのプログラムを作るのでは実態に合わない。町中がキャンパスであり、誰もが主体的に学べる場を作っていきたい。
- 生涯学習に取り組むにあたって、行政が縦割りで実施するのではなく、横串を刺して連携を図っていききたいと考えている。そのための横串がキャンパスおだわらである。
- 今後の課題としては、現在、地域の魅力を感じられる様々な学びの場を提供する事業を市民団体及び行政で設けているが、事業の担い手である市民団体同士と行政の連携強化及び役割分担の明確化を進めていくことが課題と考えている。
- キャンパスおだわらの発想はいいと思う。生涯学習の受講層はどのあたりの世代が多いのか。
- 勤労者世代が少なく、高齢者世代が多い。子ども向けの講座等を意識的に多く設けるなどして、子ども世代の受講を増やそうとも考えている。
- 図書館などの公共施設を学びの場として活用しようとする、公共施設がリタイア世代で埋まってしまう。学校と連携し、学校を活用することを考えるべき。
- 尊徳学習は、全校で取り組んでおり、尊徳記念館には子どもも多く来館する。
- 小田原検定はどのような形で実施しているのか。
- 検定は三択問題で、実際に現場に足を運ばないと回答がわからないような問題にしている。市内を周り、見学してきたところについて検定を行う。住民が主体となって取り組んでいる。
- 箱根との連携は行っていないのか。宿場として小田原と箱根は繋がっていた。小田原・箱根検定などもいいと思う。
- 現在、ジオパーク、美術館で連携を行っている。
- 面白そうな講座があると思うが、その割に受講人数が少ない。どの講座に人気があったか、どの世代に人気があったかといった総合的な把握を行うべき。勤労世代を参加させるには、子どもを参加させること。勤労世代は単独では出てこなくても、子どもと一緒にあれば出てくる。
- 生涯学習は市民だけが対象か。市外からも参加可能か。
- 市外の方も参加可能。小田原市に市外の方が訪れることで、市民の刺激にも経済にも貢献してもらえると考えている。
- 欧米では、80代、90代でも学位が取得できる。教育機関と連携して、卒業証書もらえる、資格を取れることができるようであれば、高齢者世代にも励みになる。ニーズに合わせた取組みが必要。高齢者世代はネットが使えない方も多いので、ネットだけでなく、紙での情報提供が必要。
- 小田原の代名詞といえば、何があげられるのか。例えば、千葉県成田市では、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」のフレーズでPRを行っている。小田原には歴史

的な建物も多く残っているので、茨城県（常総市）の坂野家住宅、東京千駄木の旧安田邸などのように歴史・文化を有料で貸し出すといったことも考えてもいい。

- ふるさと学を推進するにあたって、市民の学習ニーズは高度化や多様化が進んでおり、これに即した実践方法や開催時期、メニューの見直しが必要だと考えている。
- ふるさと学はよく整理され、教育委員会が主体となって実施しているスクールボランティアもいい制度だと思う。更に進めるためには、現状をしっかりと把握し、市長・教育長が主体となって、ロードマップを作成すべき。

2 ふるさとづくり推進実践活動 in 岡崎について

(1) 概要

日時：平成25年10月14日（月） 14時00分～15時50分

場所：岡崎市東部地域交流センター・むらさきかん（第6活動室）

出席者：○補佐官：木村 内閣総理大臣補佐官

○委員：後藤 委員、殿村 委員、原 委員

○各省：大村 内閣官房内閣参事官、猿渡 総務省地域政策課課長、平林 文化庁伝統文化課課長、天羽 農林水産省大臣官房政策課課長、須藤 経済産業省産業機械課課長、中村 国土交通省まちづくり推進課官民連携推進室室長

参加者：○岡崎市：内田 岡崎市長、中安 岡崎市副市長、大竹 岡崎市都市整備部部長、柴田 岡崎市都市整備部次長、天野 岡崎市都市計画課 主幹、木下 岡崎市都市計画課主任主査

○団体：鈴木 藤川まちづくり協議会会長、原田 藤川まちづくり協議会副会長、西脇藤川まちづくり協議会 藤川宿研究部会長、天野 藤川まちづくり協議会事務局長（NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた）



(2) 現状と課題の整理（岡崎市、藤川まちづくり協議会）

- 藤川には、既に様々な資料が存在している（藤川宿散策のしおり、藤川景観まちづくりガイドブック、案内人の手引き等）が、体系化された教材の整備の中で、地域学習資料として再編集が必要。
- 効果的な講座のコーディネートのため、講座の進め方、案内人組織設立・運営への先導の検討が必要である。
- ふるさと学の実施団体の組織づくりの立ち上がりには、行政支援を活用する必要があるが、行政側でも、縦割りではなく、横串を刺した連携が必要である。
- 地域のまちづくり団体だけで、課題全てを解決するのは難しいため、地域の小中学校、高校、大学との連携が課題であり、さらに地域NPOや企業と協力して進めていくことが必要である。単発でなく、継続的計画的にやっていかなければいけない。
- 多様な世代の参加促進、次世代（若い世代）につないでいく必要があるが、仕事、学業等により、参加が難しい。地域勉強会の存在を知らない人、興味はあるが参加できない人への活動の周知、地域内での共有等、情報の発信が必要である。
- 「よそ者」の専門家に加えて、地域住民自らが学び合い、教え合いの中で講師にふさわしい技術を身につけることで、講師の育成及び確保を図っていきたい。
- 現在、藤川まちづくり協議会において、補助金等で補っている分（例：藤川塾の会場費、印刷費など）の費用は、補助金が永続的ではないため、今後、運営費の確保と収益事業の確立が課題である。

(3) 意見交換での主な意見（○：有識者委員 ●：まちづくり協議会、岡崎市）

- 取組を聞くと凄く頑張っていると思うが、今の人達は五感が満たされないといけない。例えば麦ごはんもいいが、それだけでは駄目で、インパクトがあるものが必要。今はフェイスブックやツイッターで電波しなければならず、ビジュアル的に栄えるもの、そして一言で言えるものでなければならない。そういったものがあるだけで全然違う。
- まず注目されること。注目をされると色々な人が訪れることで、様々な意見を言うていく。その声を聞いてそれを取り入れていくということが一つの流れ。
- ふるさと学について、岡崎市では、義務教育の小中と、副読本で「おかざき」というものがあり、郷土の偉人等を学ぶことができる。しかし、藤川地区の小学校では、宿場町であったことを学校でも教えているが、街並みがほとんど残っていないため、宿場町ということを経験はしても、リアルに体験をする場があまりない。
- 歴史的建造物だとか、むらさき麦などは、現在の地域の人が活動をして行く中で、先生になって、それを繋いでいって、地元を知ることへの取組となっている。
- 今、時々全国版のニュースにもなっている、田んぼアートというのをやり始めている地域がある。例えば人口六千人の小さな村では、山も海もない何も特色もなかったが、田んぼアートをやり始めて、全国的にも先進的な地域になり、それを見るためだけに、

年間 20 万人もの人が訪れている。そこにはホテル等の宿泊場所はないが、周辺の温泉などがある街に泊まったりするので、周辺の街にも波及する。むらさき麦も、他の稲等と組み合わせる出来る可能性もあるのではないか。

○ここでしか買えない、むらさき麦を使った紫色の商品があれば。例えばむらさき色のお饅頭など。そして、ポリフェノール等など、健康面の成分があれば、健康面を前面に出せば、今の若者を始め消費者はとても興味を持っているので飛びつく。

●地元としても、官民連携は、都市計画課が一番協議会とコラボレーションしているが、地元にしてみれば対岡崎市であり、特に都市計画課に限った話ではなく、市側の方も、縦割りではなく横断的にやっていかなければならない。ただ、理屈では分かっているが、なかなか上手くいかない部分もある。

●藤川道の駅では、管理も一部、地元のまちづくり協議会にお願いしており、このお願いに委託金を支払い、まちづくり協議会はそれを資金源として獲得し、新たなまちづくりへの取組に繋がるエリアマネジメント的なことも始まっている。

○観光客にどうやってお金を落としてもらおうかについて、今、農業体験観光が凄く流行っている。この岡崎市でも、むらさき麦の収穫を体験し、その場で加工して、お饅頭や麦ご飯などを作ることを一つのパッケージにして、JTB や近畿日本ツーリストなどを巻き込み、ホテルなど一緒に行くことが、すぐできると思われる。

●以前藤川で、3世代（現在、25年前、50年前）の地図を広げ、それぞれ大切な場所や遊び場はどこか、地図に書き込んだワークショップを行った。今の子供達の遊び場、大事な場所は局所化しており、公園、自宅、友達の家、学校と大体4箇所に集約された。一方で25年前、50年前の、親、お爺さんお婆さん世代になると、街のそこから中が大事な場所、遊び場であった。今の現代は変質してきている。

●中間報告の1ページにあるように、一番大事なのは、まちづくり協議会が知恵を絞り、周辺の人や学校に呼びかけながら、商品開発にあたって、色々なものを巻き込んでいく姿勢こそが、ふるさとを愛する大切さを気づかせてくれる、一番大切なものになっていく。

3 ふるさとづくり推進実践活動 in 南丹①について

(1) 概要

日時：平成25年11月10日（日） 15時30分～17時10分

場所：南丹市美山町自然文化村河鹿荘

出席者：○補佐官：木村 内閣総理大臣補佐官

○委員：小田切 座長、後藤 委員、殿村 委員、濱田 委員、原委員、
マリ・クリスティーヌ委員

○各省：大村 内閣官房内閣参事官、猿渡 総務省地域政策課長、島田 文化庁文化財部主任文化調査官、天羽 農林水産省大臣官房政策課長、須藤 経済産業省産業機械課長、天河 国土交通省まちづくり推進課長

参加者：○南丹市：佐々木 南丹市長、大野 企画政策部長、弓削 美山支所長、八田 企画政策部地域振興課長、西田 美山支所地域総務課長、中島 企画政策部地域振興課課長補佐、大秦 美山支所地域総務課係長

○団体：美山まちづくり委員会
中川 委員長、高御堂 副委員長、菅井 副委員長、大東 委員、武田 委員、上田純子 委員、上田道雄 委員

○京都府：岡西 副知事、中野 総務部長、松本 総務部理事、田中 総務部自治振興課参事



(2) 現状と課題の整理 (美山まちづくり委員会)

- 美山には、茅葺き屋根の住宅（50戸中38戸）、由良川・美山川の清流（京都で1番、近畿でも2番の清流）、京都大学芦生研究林（手つかずの森、多種多様の生物が生息）、伝統的な生活（建物だけでなく、昔から続く日々の暮らし）という4つの資源があると認識。
- 上記のような資源はあるが、毎年100人くらいずつ人口減少しているのが現状。
- 美山の高齢化率は40%を超えており、10年後には50%超となる見込み。
- 地域のため、昭和53年から農業近代化施設、集落・地域の環境整備を実施したところ、昭和50年代の後半からは豊かな自然に惹かれ、美山で暮らしたいという都市住民が増加。
- 平成4年には第3セクター「美山ふるさと株式会社」を設立し、住居の斡旋だけでなく雇用も含めた転入者の受入を実施するとともに、特産品である美山牛乳の製造、販売も実施。
- しかし、地域での少子高齢化も進んだことから、平成13年には地域と行政を結ぶ組織である振興会を各地域に立ち上げ、①住民の利便性向上 ②地域課題の掘り起こし ③人材発掘・育成 を行ってきたところ。
- 平成17年には住民による魅力あるまちづくりを進めるため、「美山まちづくり委員会」を設置、①住民組織、第3セクター、広域法人が連携しての地域課題の解決 ②新市のまちづくりの提案 ③新市との連携による地域振興策の実現 に向けて定住促進、特産品開発・販売、景観・環境保全プロジェクトを推進。
- また、市、仏教大学とともに地域における研修の場として「美山フォーラム」を平成18年度から開催。

(3) 意見交換での主な意見 (○：有識者委員 ●：まちづくり委員会、南丹市)

- 美山は、既に自ら動く組織が出来ているというのが第一印象。
- 地域づくりの「づくり」とは、つくり直し、すなわち地域の革新ということであり、「地域の意思決定の仕組みをつくり直す」、「後継者をつくる」という2点と言い換えることもできると思うが、意思決定の仕組みである委員会での若者、女性の活用状況はどのようなものか。
- やる気のある方が参加しているのが現状で、結果的に男性が中心となっている。
- 「後継者をつくる」ということは、いかにして若い層を地域に取り入れていくかということだが、何か取組みをされているのか。
- 以前は、地域に青年団があり、青年団が地域行事を行うなど、地域で若い層が活躍していた。現在は、その役割を消防団が担っているが、仕事・勤めとの関係で地域行事が出来ないのが現状。若い人が活躍できる場を提供していきたいとは思っている。
- 美山の取組は素晴らしいと思うが、外部にその取組が伝わっていないのではないかと

思う。いろいろな魅力があるが、「This is 美山」が必要であり、そういった魅力を伝えるため、例えば土日だけの美山での生活、「プチ移住」などを検討してはどうか。京都ブランドにはすごい力があり、京都にプチ移住ができるなら美山に行きたいと考える人はいるはず。いきなり定住・移住は厳しいかもしれないが、いい結果に繋がると思う。

●美山の景観は、他の人が遊んでいる土日に美山の人が遊びにも行かず、しっかりと景観づくりをした結果、つくられたもの。自分自身、美山の良さに都会に出てから気が付いた。それまではずっと美山を出たいと思っていた。自然がいい、ゆったりしているからいいだけでは美山に住めない。地域の人にゆとりがあり、おもてなしの心がないと外部の人は受け入れられない。

●美山に土地はあるが、お金がないと家が建たない。空き家もあるが、持ち主の貸出条件があり、条件も厳しい。空き家バンクなどの公的な対策・システムが必要で、現状での空き家の貸出は難しい。

○できることから一緒に、ちょっとやってみましょうという軽い気持ちから取組みを始めてみることはできないか。

●いただいたご意見は参考になるため、取り組んでみたいが、まちづくり委員会だけではなく公の力が必要だと思う。

○美山への1ターンやUターンのニーズはないのか。

●ニーズはあるが、やはりお金が問題である。地域にとっては空き家扱いの家でも、仏壇などがあり、年に1~2度、人が戻ってくるため、貸し出すことが難しい。

●10年以上人の住んでいない本当の空き家もあるが、人の手をいれないと住めない。ガスや水道のこともあり、住めるようにするには数百万円は掛かる。先に数百万円を負担し、新たに住む人に分割払いをしてもらうというやり方もあると思う。

○地域と地元の小中学校、中学校、高校との間で関わりはないのか。市の教育課程に地域学習は、カリキュラムとして組み込まれていないのか。

●8月23日に地蔵盆という行事があり、地域一体で子どもの祭りを行っていたこともある。また、学校においては、山村留学で域外の子どもの受け入れたり、家庭ではできない農業体験を総合学習で実施したり、限られた時間内で努力はしている。

○経験上、地域を知るだけの学習ではなく、地域と一緒に課題解決型の学習を行わないと将来、雇用を生むことができないと思う。児童が日常的に美山と関わる体制を早く構築すべき。

●美山は観光が雇用の基本となると考えている。観光視点でまちづくりをしようという時に、我々に何ができるかを教えていただきたい。

○美山に来る60万人の観光客は何故来ると考えているか。

●先人の残した文化・環境等をマスコミが流しているからではないか。

○60万人もの観光客が訪れる理由を分析すべき。特に車で1~2時間の周辺地域の誰

に来てもらっているのかを知るべき。

- 空き家対策もそうだが、分析を行うには公の力も必要。
- 南丹市としても空き家や公営住宅の入居基準等の問題は理解しており、今後、対応を進めていきたい。
- 美山のまちづくりは情熱を持って取り組んでいると強く感じた。年度末のふるさとづくり推進最終報告までに何回かこういった場を設けさせていただき、最終報告でモデルケースとして提言させていただきたい。

4 ふるさとづくり推進実践活動 in 南丹②について

(1) 概要

日時：平成26年1月17日（金） 14時35分～17時00分

場所：南丹市美山農業振興総合センター

出席者：○委員：後藤 委員、殿村 委員、マリ・クリスティーン委員

○各省：岡 総務省地域政策課理事官、早川 総務省地域政策課係長
古謝 内閣官房副長官補付主査

参加者：○南丹市：佐々木 南丹市長、大野 企画政策部長、弓削 美山支所長、
八田 企画政策部地域振興課長、西田 美山支所地域総務課
長、中島 企画政策部地域振興課課長補佐、大秦 美山支所
地域総務課係長

○団体：美山まちづくり委員会

中川 委員長、高御堂 副委員長、菅井 副委員長、松村 委
員、武田 委員、上田純子 委員、上田道雄 委員



(2)意見交換での主な意見(○:有識者委員 ●:まちづくり委員会、南丹市)

- まちおこしは地域で稼ぐということであるが、地元の人々が人間関係を維持しながら取り組むことは難しいので、まちおこしのため一般社団法人を作るべきと考えている。
- 雇用を創らないと地域に人は戻ってこない。地域で新規雇用を生み出すような事業が必要。
- 最近、特許を取った事例だが、これまで廃棄していたリンゴの絞りかすから、化粧品を作ることができた。リンゴは食べるものではなく、リンゴは化粧品の材料と考える発想の逆転があってもよい。
- 地域住民が自ら動く仕組みを作るには、地域住民に自信を持ってもらうことが必要。
- 美山の道の駅で米粉というすごい宝を見つけた。京都はパンの消費量日本一であり、2020年の東京オリンピックの際には、東京に来る外国人の半分は、京都に来ると推測される。米粉を使ったパンづくりで新たなチャンスが生まれると思う。
- 最近、園部を訪れたというアイルランド人のブログを見たが、園部まで来ているのに美山を訪れていなかった。これは美山のHPが外国人向けに準備されていないからだと思う。外国人にもアピールすべき。
- 美山にはすばらしい風景が点でたくさんある。この点を面にして観光客にアピールすることが必要。
- 観光客を呼び込むために、地元の高齢者の参加できるシステムを考えてもいいと思う。
- 美山の道の駅には魅力的な商品が並んでいるが、もっと売るための陳列方法や売れるためのきっかけを考えるべき。シンクタンクならぬセンスタंक又はマスタープランナーを活用してもよいのではないか。京都には多くの人材がいるはずで、そういった人を活用すべき。
- 高齢者を含め、地域の人々は、河川や集落等の草刈りなどをボランティアで行い、地域づくりにみんなで取り組んでいる。
- 美山には年間60~70万人の観光客が訪れる。観光客は財布の紐が固いと言うだけではなく、観光客に魅力のある商品づくりに取り組んでいきたい。
- 美山も近年、観光客が減少傾向であり、人口も今後減少することが見込まれているため、地域づくりも次のステップに進まないといけないと考えている。そのために、観光客が来てくれればいいだけではなく、観光客の訪問理由を分析することが必要だと考えている。
- まちづくりの推進体制、地域をどうコーディネートしていくべきかを知りたい。
- 人口減少は、美山の問題だけでなく、どこの地域も現状は同じ。町を畳んでいくことが大事だが、畳むにもお金が掛かる。ヨーロッパには逆モーゲージという住宅ローンの逆返済のようなシステムがある。今までになかった新たな仕組みを考えていくべき。
- 米粉を京都のホテルやレストランに「京都ファーム」ブランドとして出すことを考えてもよいのではないか。

- 岡山県の勝山（真庭市）では、美大出身の地元の子が自分の店に暖簾を掛けたところ、素敵な暖簾だと評判になり、町中に暖簾掛けが広まり、暖簾の町として有名になった。このようにまずやってみることが大切。
- 自分は弁護士という職業上、苦しむ人々を多く見てきた。何故、苦しいかというお金がないからであり、誤解を生じるかもしれないが、要するに地域も稼ぐ必要があると言いたい。
- 美山の最大の財産は、自然環境。これは、天が与えてくれたものであり、活用しない手はないが、地方公共団体が活用するには限界がある。そのためにもあらゆる法人の基礎となる一般社団法人を設立すべき。地域づくりを行う上で、利益の分配を心配しており、設立により解消できると思われる。
- 株式会社は投資額と議決権が比例するが、一般社団法人は関係ない。また、登録免許税等の僅かな税金は掛かるが、資本金もいらず、税金以外に大した費用も掛からない。
- 自分たちが元気に頑張っていけば、地域がどうにかなると思っていたが、後ろを振り返ったら続いている人がいなかったというのが美山の現状。
- 特産品プロジェクトとして、昨年度から美山の牛乳を使ってチーズを作っているが、製造の過程でホエーが大量に出て、廃棄をしている。化粧品や漬け物に活用できないかと考えているが、うまくいっていない。何か知恵があったら教えていただきたい。
- ホエーからラザニアやケーキに使えるリコッタチーズを作ることができるので、酪農家に相談して取り組んでみたらどうか。
- 美山はチーズもトマトもある。近くではワインもできるのだから、イタリア料理を地域で取り組んでみるといったことも面白いのではないか。
- 全てを自分たちだけでやろうとすることは無理がある。外部の人材や力も活用すべき。美山は食材の宝庫であり、商品化ばかりを考えるのではなく、食材を使ってもらおうという視点があってもいいのではないか。
- シェフを集めたバスツアーを提案したい。最近、良い食材を探し求めているシェフも多いので、バスを一台用意し、シェフやバイヤーを美山に連れてきて、美山の食材を紹介すれば、美山の食材を使いたいというシェフは出てくるはず。観光客だけでなくこういった層にも目を向けるべき。
- 商品開発もいいが、商品のPRや見せ方をもっと考えてもいいと思う。今日の美山の道の駅は入口付近の商品（野菜）が少なかった。入口には野菜を陳列すると決めず、野菜の入荷が少ない時は、鍋ごと持ち帰り可能なイノシシ鍋のセットを置いてみるなど売場づくりができるコーディネーターがいるといい。
- 美山には、素材があるが、住んでいる人が気づかないこともある。主役は美山の住民だが、外部の人材の力を借りてもいいのではないか。
- 正月に子どもがたくさん帰ってきた。子どものうち、誰かが美山に残ってほしいと思うが口に出せない。ここには仕事がない。若者が美山に関われるように何とかしたい。

- もともとは美山に仕方なく戻ってきた気がするが、有識者委員のおっしゃるようないいところが点であり、だから住み続けているのだと思う。点を面にしなくてはいけないということがよくわかる。
- 美山は、他の地域よりも恵まれていると思う。茅葺き屋根の集落、芦生原生林などの地域資源があるが、その価値を地元は理解していない。美山の観光客は10年増えていたが、今は減少している。次の策を打てていない。特に情報発信ができていないと感じている。若者の意見も聞いて、取り組んでいきたい。

5 ふるさとづくり推進実践活動 in 小田原②について

「『城下町・小田原ブランド』戦略フォーラム」

(1) 概要

日時：平成26年1月30日（木） 14時00分～17時40分

場所：小田原市役所全員協議会室

出席者：○委員：藤崎 委員

○各省：総務省地域政策課 岡理事官

参加者：講演：加藤 小田原市長、石川 産業政策課長他、市関係者

民間（小田原箱根商工会議所、箱根物産連合会、からくり組合、
小田原蒲鉾協同組合、小田原ひもの協同組合、小田原銘
菓組合、小田原菓子商工業組合関係者等約50名）

ワークショップ 小田原市関係者、民間約20名



(2) 藤崎委員による基調講演

「ロケツーリズムとご当地グルメによる効果的なシティプロモーション」

- ロケツーリズムとご当地グルメ等によりで地域活性化に取り組んでいる事例を紹介
 - 富士宮市（静岡県） 富士宮やきそば
 - 津山市（岡山県） 津山ホルモンうどん
 - 成田市（千葉県） 空援隊、空ガール、あんぱん
 - 浜松市・三ヶ日（静岡県） SM@P e
 - 河津町（静岡県） 河津桜
 - 小浜市（富山県） 鯖おでん
 - 蒲郡市（愛知県） ガマゴリうどん
- 地域の方々自身が自ら考え、動かなければ地域の活性化はない。「よそ者」、「若者」、「ばか者」の視点による住民参加が必要。最初は、反対や抵抗もあるかもしれないが、上手く動いてくれば自然と参加する人が増えてくる。
- できないことを無理にやる必要はない。仕事や家庭生活を犠牲にすることはなく、できる人ができる範囲でやるのが継続的な活動につながる。
- 「誰がやるか」、「何をやるか」が重要。これまでの先進事例でも必ずしも専門でない人達が中心となってやっている。マスコミに取り上げられるとPR効果は大きいので、いかに効果的な情報発信をしていくかが重要。

(3) 藤崎委員と有志参加者によるワークショップ

- 小田原は、古くからの歴史がある街であり、新幹線や高速道路等の交通網も整備されている。小田原城、蒲鉾、和菓子、提灯などの名所・名産品もあり、アイテムはそろっている。「点」では様々な取組があるが、これをつないで「線」にしていくことが必要ではないか。
- 観光客等の外から訪れた人にとって、例えば「小田原丼」をどこで食べられるか等の情報発信が少ないと感じる。
- グローバル化を考えれば、外国人観光客向けの英語表記の案内版などすぐに取り組むべきであるのに、動きが遅いのではないか。
- これまでは、産業もそれなりにあり生活ができていたが、だんだん苦しくなってきたおり、蒲鉾店、和菓子店などは最近では後継者が減っている。
- 中途半端に条件がそろっている。何もなければ生み出せばよく、あるものはそれを延ばせば良いが、小田原城や地域名産などを上手く生かしていない。方向性が明確でなく、進むべき指標がない。
- 成田市の例を参考に、シティセールスという街を売る手法について、マスコミを上手く活用し、一過性に終わらないように、常に新しい情報、他とは違う情報を発信していく方向が良いのではないか。

資料 2（委員限り）

ふるさとづくり有識者会議
各委員のご意見

素案に対する意見

○3 「ふるさとづくり」の要素（1）環境的かかわり、二つ目の○の文中、「自然と生活をもっと仲良くさせて、」とありますが、「仲良く」としたのは何か意図がありますか？「調和」または、「融合」が自然かと思いますがいかがか？

○同じく（4）教育的かかわりで、「ふるさとの文化を学ぶ」は、「ふるさとの歴史や文化、産業」としてはどうか？地域に関する学習は文化ばかりではなく、その地域の成り立ち、生業なども学習する必要があると思います。

○5 「ふるさとづくり」推進の更なる充実を目指して

「ふるさとづくり」の推進には、ふるさとづくりに「かかわる」団体により身近な行政として、市町村や都道府県の存在は重要です。より身近な行政との協力・連携なくして、「ふるさとづくり」は推進できません。よって、（3）の全国のふるさとづくり推進組織と協働により、地域の主体的な取組を後押しすることに、都道府県や市町村との連携・協力を明記すべきと考えます。

○今後文章全体の表現は調整されることとは思いますが、例えば、1の今なぜ「ふるさとづくり」の最後から2つめの○の文章の最後、「～会議を2回行ったところ」とか、最後の○の「～最終報告をまとめたところ。」の「～ところ」という表現が他の文章とニュアンスが違うのではないか。しかしながら、やったばかりとか、終わったばかりという意味で、処と表現しているのでしょうか？

また、最後のページの最後の行の、「～取組が一層促進あられることを念願。」の「～あられること～」の表現も他とニュアンスが違うのではないか。

「～される～」が良いのでは？

2014.2.4

ふるさとづくり有識者会議に提出

ふるさとづくり有識者会議 提案まとめ

ふるさとづくり推進団体法人化要綱及びふるさとづくり基

本法の立法化についての提案

委員 弁護士 後藤孝典

第一章 なにが問題か

ふるさとづくり有識者会議の委員として、約1年ほど、会議の場において、またふるさとづくりを実践する各地域の人々に接する過程において、まことに有意義な経験をすることができました。関係者に感謝いたしたいと存じます。その過程で今後わが国において、ふるさとづくりを永続的に、かつ組織的に展開していくためには、なにが必要なのかを考えました。

ふるさとづくりを考える視点としては、現時点において、ふるさとづくりを必要とする思想的基礎と政治的基礎を踏まえ、具体的にどのような活動を想定するかという、内容にわたる議論と、一定の内容を持った諸活動の存在を前提にして、かかる諸活動を経済的にも法的にも支援し、援助していくにはどうしたらよいかといった、いわば制度論ないし枠組み作りについての議論との、両者を要すると考えられます。

後者の枠組み作りについては、以下の第二章で述べることにします。前者のふるさとづくりの内容については、「私のふるさとに、日本人のほこりを取り戻す」ための具体的提案を述べたいと思います。ただし、この内容については既に本会議に提案済みでありますから、本文では第三章に、若干の修正を加えた上、その要約を示すに止めることといたします。

第二章で述べる予定の、制度論ないし枠組み作りについても、個別的枠組み論と全体的枠組み論の両者を必要とすると考えられます。個別的枠組み論とは、ふるさとづくりは本質的に各地域におけるさまざまな地域特性に根ざすもので、安易な普遍化を拒否するベクトルを有する性質を認識承認した上で、そうでありながら各地域の個別のふるさとづくりに共通する経済的法的脆弱性を補強する枠組みを全国どこでも利用できる形に作る必要があ

るとの認識を指しており、全体的枠組み論とは、ふるさとづくりを全国的に一定の水準を維持しながら推進していくために、ふるさとづくりを現に推進している民間の人々の相互間と、地方公共団体並びに中央諸行政庁を総合的に機能しやすくする包括的機能態を作る必要があるとの認識を指しています。

本会議の最終的なまとめをする段階をむかえ、委員の一人として、以下の第二章において、制度論ないし枠組み論としての個別論と全体論を提案したいと存じます。

第二章 ふるさとづくり推進団体の法人化要綱と、ふるさとづくり基本法の立法化の必要性

1 ふるさとづくり推進団体の法人化の必要性

(1) 公益活動主体の永続性確保の必要性

本会議のふるさとづくり推進実践活動の一環として、4月以来、①千葉県佐倉市の白銀小学校、旧佐倉順天堂 ②真田家の城外御殿として知られる真田邸や森長可で知られる海津城（松代城）で知られる長野市松代町、文部省尋常小学唱歌「故郷」の作詞者高野辰之の生家のあることで知られる長野県下水内郡豊田村、それに③小田原市役所のふるさとづくり活動担当者の人々、④旧東海道の藤川宿で知られる愛知県岡崎市藤川のまちづくり協議会の人々、⑤由良川の清流と昔ながらの茅葺民家で知られる京都府南丹町美山のまちづくりの人々に二回お会いするなどして、子どもたちに対するふるさと教育や、ふるさとまちづくり活動の実際を学ぶ機会がありました。

上記五つのふるさとづくり活動のいずれにおいても、きわめて印象的であったのは、いずれの地域においても「人々を組織し、束ねている人々」が存在することでした。そのうち、①と③については、それら活動を推進する人々が主として教育公務員であるため、それら活動を法的に根拠付ける地方公共団体の条例、規則等が存在しており、そのため活動諸経費の源泉と諸活動の法的根拠に不安はなく、その活動の永続性は強く担保されていると言えるかもしれませんが、その余の②、④、⑤については、ふるさとづくり活動に関わっている人々は非常勤の民間人であり、中心になって活動を引っ張っている人が存在しているけれど、ふるさとづくり運動の恒常的な組織、資金、主導者（開拓使）といえる人が常設されているわけではなく、永続性にはかなり疑問がありました。活動を下支えする、組織と資金源や、人的結束を保証する法的根拠なくして、その永続性を確保することは難しいと感じざるを得ませんでした。

上記は、僅か五つの例に過ぎないのですが、これを全国のふるさとづくりの諸活動に拡大して調査したとしても、上記5例が恣意的に選択された可能性もないことから、おおむね、

同様の傾向がうかがえると推認しても誤りはないでありましょう。

ふるさとづくり活動の永続性を確保するにあたっては、まず第一にふるさとづくり活動の法的主体はいかなるものが適切かという視点からの検討を必要とします。従来、この種の議論がほとんどなされていません。なんとなく昔からの成り行きでふるさとづくりは各個人か、各個人の集団が担うものと考えられてきました。しかしそれではふるさとづくりの永続性を担保することできません。この観点から、ふるさとづくりの法的主体として、なんらかの法人が担うべきではないかという観点からの議論が是非ともなされなければなりません。ついで、その法的主体による、その活動継続のための資金的基礎と、人的基礎を準備することが決定的に重要であるといえましょう。これを達成するには、各地域における個別のふるさとづくりを推進する母体が収益を挙げ得る経済的基礎と収益源となる財産を所有することができる法人として構築される必要があると考えます。

(2) 収益活動の重要性

ふるさとづくり活動であっても、子供たちに対するふるさとづくり教育の観点からは、地方教育公務員によって、かなりの部分は達成できるでありましょうが、上記の①、②、④、⑤のように、歴史的建造物、歴史的遺跡などを地域の文化的核として、民間人がふるさとづくり活動を推進している地域においては、諸活動の財政的基礎の確保は死活的に重要であると考えられます。

財政的基礎といっても、国からの交付金に依拠することは、全国に数多く存在する民間のふるさとづくり運動のすべてが期待することはできないでしょう。このため、主として、私的な収益活動が保障されなければ、民間主導のふるさとづくり運動が息長く永続的に維持されることを期待することは、結局無理があるでしょう。ふるさとづくりは、経済的には一定の金銭的支出を伴う活動である以上、その永続的維持のためには金銭的収益活動は不可避であると正面から捉えるべきでしょう。ふるさとづくり運動を推進するための法人は、当該地域の公益的利益のために活動するものでありますから、公的性質を持つのは当然として、私的収益活動が行いやすい性質であることが望ましいと考えられます。

(3) 宗教法人との関係

加えて、ふるさとづくり活動は、神社や仏閣などが主催する歴史的、伝統的な催事やお祭りに関係するものが数多くある点が別個に考慮されなければならないでしょう。お祭りは、いかに歴史的伝説性のつよいものであっても、宗教法人法が適用される宗教的施設の主催するものが殆どです。このため、ふるさとづくり活動が宗教的活動と密接に関係するときには、憲法20条との関係もあり、その活動資金を公的支援金に全面的に依拠することには問題があるといわなければなりません。このため、ふるさとづくり推進活動が宗教色の強

いお祭りに関係するときは、活動資金作りは私的なものであることが要請されると考えられます。

(4) 財産保有の必要性

収益活動には二種類があり、一つはサービスを含む労働の直接の対価としての収入です。もう一つは入場料、入園料などに見られる、直接の労働対価性の弱い、固定資産の減耗の対価です。このため、ふるさとづくり活動の財政的基礎は、人的労働の対価を収納できる性質と固定資産を所有することができる性質の両者を兼ね備えた組織によってより適切に、実現されると考えられます。

(5) 法人の性質について

ふるさとづくり活動という社会的、公益的活動の法的主体になることを法人の基本的性質としながら、私的収益活動を行うことも可能であるし、固定資産としての財産を収益活動の基礎となる財産として所有することも可能になるという総合的な性質をもつことができる法人は、現行法上一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める一般社団法人しかない。同法に定める一般財団法人も同様の機能を果たすことを期待できないわけではないが、基本財産を法人格の基礎とするものであるから、グリーントラスト運動などの財産の公益的、永続的保存に向いてはいても、動きが鈍く、軽快に社会的活動や収益活動をすることには適していない。

NPO 法人（特定非営利活動法人）もまったく考えられないではないが、NPO 法人はその本質が特例法に基づく公益社団法人であり、特定の局地的地域のみ限定した社会的貢献活動も視野に入れるべきであるふるさとづくり活動を主体とする法人としてはふさわしくはない。そのほか、NPO 法人の活動範囲は同法別表に列挙された事項に限定されており、別表の第二（社会教育の推進）、第三（まちづくりの推進）、第四（観光の振興）はふるさとづくり法人の目的と重なり合うことは確かであるが、同別表に掲げられるその余の17の列挙事項はふるさとづくり活動を広範囲に実行しようとする法人としては考えられない事項ばかりであるから、結局 NPO 法人によるときは、ふるさとづくり法人の活動範囲は上記別表第二、三、四に限定されることとなり、妥当ではない。

(6) 一般社団法人の特性

ふるさとづくり法人として一般社団法人を活用とする観点から一般社団法人の最も顕著な特性を検討すると、定款の柔軟性、出資と議決権との切断、設立の簡易性、余剰金の分配禁止、公益性の五点をあげることができる。

① 定款の柔軟性、

定款には必要的記載事項、規定しなければ法的効力を有しない事項のほか、任意的記載事

項の三種類があるが（同法12条）、必要的記載事項の「目的」について、NPO法のような法的限定はなにもありません。このため、一般社団法人の活動範囲は極めて広範ですから、ふるさと開拓活動の範囲に限定しても、お祭りなど催事の賛助行為、観光振興行為、農業活動への参加行為、身体強健練磨活動、地域産業振興行為などと極めて広範な活動を包摂できる。このため、一般社団法人の性質は、日本全国のいかなる地域における活動であれ、いかなる種類の活動であれ、無限に包摂することが法律上可能である。ふるさとづくり活動に極めて適切な特性を有しているということができる。

② 出資と議決権との切断

一般社団法人への出資は、基金の拠出と観念されるが、拠出者の拠出額と社員の議決権との間には、何の関連もない。つまり、基金の拠出額が大きい者ほど大きい議決権を有するという関係はない。社員は各人すべて一人一票である。また、基金の拠出者は一般社団法人の社員になれる保障があるわけではなく、まして理事になれるかどうか、なんの保障もない。社員は基金の拠出者にならなければならないわけでもない。つまり、両者の関係はなにもない。このように出資と議決権との関係は完全に切断されているので、一般社団法人に参加する社員（議決権保有者）間の平等が保障されており、一般社団法人を設立することとなっても、相互に比較的人間関係が濃密な特定地域の人間関係を破壊する虞はない。なお、出資と議決権とが切断されていることから一般社団法人は倒産隔離に適しているため、外部からの借入れに際して貸主を保護する性質もある。

③ 設立の簡易性

一般社団法人の設立は極めて簡易である。資本金額の最低額規制が撤廃された株式会社の設立よりも、原則的に、より簡易である。設立の際に社員は2名以上であれば足り、設立者は金銭を払い込むか、現物財産を拠出するのが普通ではあるが、法人設立時にまったく金銭払い込みも財産拠出もしなくとも、法律上の設立を完成させることは可能である。また完全な設立準則主義が採用されているから、NPO法人のように、設立時に都道府県などの認証を得ることも必要ではない。

このように設立が簡易であることは、参加者がきわめて少数であることが予測される、寒村山地など僻地においても適応性のあることを示している。

④ 余剰金の分配禁止

一般社団法人は、公益活動を行うことができる法人であるからその活動を公益活動のみに限定することも出来るが、営業活動を行なうことも許容されている。このため、サービス提供を含めた労働の対価としての収益をあげることもできるし、一定の価値ある財物の減耗の対価としての収益をあげることも許容されている。このことから一般社団法人は設立の際に財物を基金として拠出を受けることも、設立後に基金として拠出を受けることも可能である。もちろん、自己資金で財物の譲渡を受けて所有することも可能である。この性質を利用し、例えば、京都府南丹市美山において設立される一般社団法人は、茅葺の家を法人として取得し保有し、これを一般観光客の観光に提供することによる観光料金を取得

すること、というように活用することも可能である。

しかし一般社団法人において、収益をあげ得たとしても余剰金を分配することは禁止されており、また基金の返還請求権債権にかかる利息の支払いも禁止されており、社員に残余財産の分配をすることも禁止されている（同法11条2項）から、一般社団法人を私的利益追求のためだけに利用するということはありません。

なお、一般社団法人が公益目的事業（34種類の収益事業を除く）だけを行う場合には、法人税は非課税であるが、収益活動を行うときは、その収益に法人が課税されることになる。34種類の収益事業についての法人税は税率は30%（所得金額800万円以下については法人税率22%）である。

⑤ 共益性

一般社団法人は公益を追求することができる法人であるが、その公益性は公益社団法人、公益財団法人やNPO法人の追求する慈善、社会福祉などのように、広く社会一般の公益を追求する性質の公益ではなく、一般社団法人を構成する社員の共通の公益を追求する性質のそれであり、共益性と呼ぶのがふさわしい。

この共益性という特性から一般社団法人は地域的限局性のある特定地域の共通の利益、あるいは歴史的、伝統的価値、あるいは一定の国家資格をもつ人々の集団とか、場合によれば、特定の学校を卒業した人々の同窓会など、ある特定の標識による限局性をもつ特定の人々の共通の利益を保存、追求する活動に相応しい性質を持っているということができる。この意味において、一般社団法人はふるさとづくり活動の主体に相応しい法人であると結論づけることができる。

2 一般社団法人化要綱の作成と公表

現在、全国に無数のふるさとづくりに参画している運動体が存在しています。しかしそのほとんどが財政的基礎と法的基礎を持ってはいませんし、恒久的にふるさとづくりを主導できる人材を持っているとはいえません。ふるさとづくりを目的とした条例をもっている市や町が散見されますが、全国的傾向ではないようです。このため、本有識者会議は、ふるさとづくり運動の永続性確保の観点から、各地のふるさとづくり運動に必須な組織、カネ、人の、三要件確保のため、一般社団法人の設立方法とその資金獲得方法並びにふるさとづくり運動の主導者（開拓使）の養成の三点について、望ましい方向性を示す意味で、要綱を作成して公表すべきだと考えます。

特に、一般社団法人の設立方法のうちもっとも重要な要は定款ですから、モデルとなる定款案を作成公表することが肝心です。定款の目的には、この法人が特定の目的（神社仏閣主催のお祭り催事の保全又は参加、歴史的建造物の維持保存、城郭等史的遺産の維持保存、歴史伝説の語り継ぎ、名山の環境清浄化、伝統食品食材の生産販売、農業林生産活動参加

などなど) のために、ふるさとづくりの主体となる旨を明記する必要があり、ついで、法律上の基金拠出と寄付拠出との違い(資産の出し手について民法上前者は返還請求権が生じるが、後者にはない、所得税法上前者は譲渡所得税の対象となるが、後者はみなし譲渡所得税の対象となる、資産の受け側について、前者は、法人税課税はないが、後者は課税対象になる)の明記、金銭の基金拠出と現物拠出の違い(後者は裁判所選任検査役による検査と会社法上のDES同様の規定の適用)については間違えやすいところですから記載すべきでしょう。資金獲得方法については、各地ごとに、その置かれた環境によってさまざまであると考えられますから、財産づくり、資金作りの具体例をなん例か挙げる方法を要綱に取り入れるべきでしょう。

次いで、ふるさとづくり活動の法的主体として一般社団法人を設立するにあたって、留意すべき事項の第二は、社員の範囲です。ややもすると社員が無限定に拡大する嫌いがあります。しかし社員は議決権を有し、理事者の選出権限、財務諸表の承認権限、総会出席権限とその義務などが法定されている。他に法人運営上の経費の負担義務を負いますから、負担履行の観点からの社員の拡大には一定の制約が必要になります。準社員とか特別社員、または学術顧問などの制度を定款に取り込むことが可能ですから、法的意味での社員でなくとも、いわゆる会員の拡大に対応することになんの問題もありません。

ふるさとづくり法人にふるさとづくり活動を主導する人(開拓使)を置くときは、その資格取得要件、有給性、有償性(活動コストの負担)、権限を明記した上、理事となるのかどうか、社員なのか、顧問なのかを明記すべきでしょう。重要なのは、法人活動の永続性確保の根本を支える人材ですから、その有給性を明示することです。必ずしも、法人活動の経営的側面を主導するわけではありませんから理事でなくともよいでしょう。

留意事項の第三は監事設置の重要性です。ふるさとづくり推進法人はややもすると会計や業務遂行に不透明感が生じやすい。これを掣肘するのが監事です。法律上は任意設置ですから、どのような事業をする場合には監事(会計監査なのか業務監査なのか、どのような場合に会計監査人まで必要か)を設置すべきか明示するのが望ましい。

3 ふるさとづくり基本法の立法化

(1) ふるさとづくり推進の二重構造

各地にふるさとづくり運動の永続性確保のため一般社団法人が設立されたとしても、それら法人は当該特定の地域の環境的特性に支配されるローカルな存在にすぎません。ふるさとづくり運動を全国的に展開するには、これらローカルな運動体とは別に、全国を調整する機能を有する機能態必要とします。しかし、そのために新たな組織体を設立する必要はありません。すでに地域の活性化推進のためのいくつかの立法がなされており、またそれ

らとは別に各地方公共団体において地域活性化ないし地域振興のための条例が公布施行されており、それら諸法の執行に従事している中央諸官庁も地方公共団体も存在し機能しているからです。ふるさとづくり活動の全国展開の観点からは、中央並びに地方の行政庁と全国のふるさとづくり運動体とを調整できるだけの法的権限を持つ機能態であれば足りると思われれます。このため、ふるさとづくりを推進することを主眼とした基本法を立法することを提案したいと考えます。

(2) ふるさとづくり基本法の必要性

すでに現在までに各地域を活性化する、あるいは振興することを目的とする立法がなされています。しかし、過疎地域振興特別措置法、地域再生法、中心市街地の活性化に関する法律など、それらのいずれの法律も、人口減少ないしは過疎化した地域を経済的観点から活性化することを主眼とした立法です。地域経済の活性化、振興はふるさとづくりと密接不可分に隣接し合うことは確かではありますが、直面する課題に対し、物質的側面とか経済的側面から捕捉し対応しようとするものにすぎません。ことがらは、ふるさとの復活、ふるさとの活性化に関わるのですから、物質的経済的対応だけでは不十分であって、課題に対し、精神的側面から、心の側面から把握し対応する立法を、当然、必要とすると考えます。ところが、そのように精神的、心の側面からふるさとを課題として捉えなおし、「自分のふるさとに、日本人のほこりを取り戻す」観点からふるさとづくりを実現しようとする立法はいまだ存在しません。

これが、ふるさとづくり基本法の立法化を必要とする理由です。

(3) ふるさとづくり基本法の概要

以上の検討から、ふるさとづくり基本法の概要として次のような内容とすることが考えられます。

ふるさとづくり基本法案

- ① ふるさとづくりの目的
- ② ふるさとづくり事業の定義
 - ふるさと開拓使事業
 - 旧街道歩け歩け運動事業
 - 旧街道整備及び歩道開拓整備事業
 - ふるさと開拓事業
 - (神社仏閣主催のお祭り催事の保全参加事業、
 - 歴史的建造物の維持保存事業、
 - 城郭等史的遺産の維持保存事業、

歴史伝説の語り継ぎ事業、
名山の環境清浄化事業、
伝統食品食材の生産販売事業、
農業林生産活動参加事業などを含む)

ふるさと市場（いちば）事業

ふるさと開拓ファンド事業

その他の事業

- ③ ふるさとづくり基本計画（国の計画）
- ④ ふるさとづくり計画（各地方公共お団体の計画）
- ⑤ 内閣総理大臣によるふるさとづくり基本計画の認定
- ⑥ 認定ふるさとづくり基本計画に対する財政措置
- ⑦ ——特例地方債（ふるさとづくり地方債を地方財政法上の特例として発行できる）
- ⑧ ——交付金（らふるさとづくり計画に定められた計画実行のための地方公共団体に対する交付金）
- ⑨ 協力条項（各地域のふるさとづくり運動相互間の情報交換、各地ふるさとづくり開拓使の相互協力調整、お祭り催事等ふるさと開拓事業の共催等協力調整）
- ⑩ 調整条項（主務官庁と、過疎地域振興特別措置法、地域再生法、中心市街地の活性化に関する法律の主務官庁との調整並びに（仮称）農産物海産物等工業化投資事業有限責任組合特別措置法の所轄庁との調整）

第三章 ふるさとづくり一般社団法人の活動内容について

第一節 日本再生ふるさと開拓使創設 理念と構想

「ふるさと」を「誇りある生活の場」として開拓することを目的とする。円高・デフレからの脱却を目指す安倍総理が、その実現のため、金融緩和、財政出動と並んで三本目の矢として「民間投資を喚起する成長戦略」を掲げ、その実行に踏み込んでいます。本計画は、日本人の心が還りいく「ふるさと」を温存しつつ、三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を「ふるさと」の場において実現する方策はないかという観点から具体策を提案しようとするものです。

飛鳥時代以前から外国使節の接受、租庸調の運搬の目的で大和と東国を結ぶ街道が存在したことが知られているが、日本列島全域に街道が発達したのは、江戸時代における参勤交代制度によるものであった。かかる交通路の発達には、各地に手工業、特産品を発達させ、神社仏閣、名所旧跡を保存させ高度な産業文化を発展させただけでなく、その土地の文化的発展を他地域に運び、伝え、拡散し、それと交換的に、他地域の産業的文化的発展物を当該地域にもたらした。

本計画は、市町村、農村、山間、漁村の各地域において「ふるさと」概念を構成する実態の中に、農業生産能力、漁業生産能力、工業生産能力、観光業的生産能力ないし生産潜在能力が実在していることを認識し、これを触媒として「ふるさと」の各地域を誇りある生活の場として開拓しようとするものである。

本提案は、ふるさとの再生を、一般社団法人ふるさとづくりの設立という法的枠組み作りを前提として、「ふるさと開拓使」の創設による人的側面から、「歩け歩け運動 街道の整備」の物的側面から、「ふるさと市場 祭り」の精神的側面から、「ふるさと開拓ファンド事業」の経済的側面からと立体的に構成しようとするものである。

既に、街道整備等に関しては、歴史街道推進協議会、全国街道交流会議、またふるさとの産業に関しては、山村留学、田舎に住もう等いろいろな試みがなされている。これらを縦断的に旧街道を軸とする「ふるさと開拓使」を設置することにより、より柔軟に、総合的に、ふるさと再生を実現しようとするものである。

第二節 「ふるさと開拓使」の創設

1 認定

特定の街道に関する知識、地域農業、地場産業、地域の特産品、地域の産業技術について

の知識を有していることを一つの条件として、当該ふるさとについて高度の知識を有する者を、特定の指定街道ごとに、例えば、5宿場ごとに1名以上、旧五街道のように長大な街道については10名以上、平均としては各街道5名、全国で見れば合計で300名前後を「ふるさと開拓使」として認定する。一般社団法人としてふるさとづくり法人が設立される地域においては、「ふるさと開拓使」は同法人の社員としてえ位置づける。

2 料金報酬

登録を受けた開拓使は、国から報酬等は支給されないものとし、開拓使から指導、支援を受ける者ならびに開拓使からの提案を受ける国及び市町村等地方行政団体から料金報酬を受けることが出来るものとする。一般社団法人ふるさとづくりがすでに設立されている地域においては、かかる収益は当該一般社団法人の収益として計上し、開拓しには給与として支給する方法を原則とするのが望ましいであろう。

3 登録

「ふるさと開拓使」となる者に対しては、約300名に限り、登録料を徴収して氏名等を登録し、登録票を交付するとともに各地方の大学施設内等に事務所を設置する。国は、登録者を公表する。「ふるさと開拓使」はその地位に相応しい榮譽を受ける。

4 報告

登録「ふるさと開拓使」は、担当大臣の監督下に置かれ、毎年、その活動状況を報告しなければならない。一般社団法人ふるさとづくりがすでに設立されている地域においてはかかる法人を介して報告する方法が望ましいかもしれない。

5 再登録

登録の有効期間は、三年程度に限定し、簡単な検査によって、再登録を認める。

6 権限

登録「ふるさと開拓使」は、有償または無償で、特定の指定街道、及び本計画に定める「ふるさと」開拓事業に関連して、何代も家業として承継されている地場の産業、産品、技術、農耕の方法、漁業の方法、老舗の歴史、街道並びに近傍の歴史等に付き、成人及び大学、高校、中学の学生、児童に対し、公的施設における催し、ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組などに出演して、解説する責任をになう。

7 ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組の買い入れ

国は、ふるさと開拓使が、前項規定の家業、老舗等をラジオ放送番組、テレビジョン放映番組を通じて周知させるため、必要に応じ、定期的ないし不定期的ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組のスポンサーとなる責務を負う。

8 ふるさと開拓使役場

国は、登録開拓使に、無償で、地域の大学と提携して、同大学において事務室を設ける便宜並びに研究施設利用、研究室利用の便宜を提供し、併せて、登録者に本計画に関する研究内容、実践結果を出版、講演、講義する便宜を提供する。事務所（研究施設）内に2、3人の事務員を持つことが認められる。

9 法的地位

法的には、担当大臣から委嘱を受けた無給の一般職国家公務員と構成するより、担当大臣から委嘱を受けた、かつ担当大臣の監督下にある、無給の特別職国家公務員と構成する方がその職務内容に相応しいであろう。

10 全国ふるさと開拓使協会

登録開拓使は、相互の情報交換とふるさと開拓使共通の利益をはかるため、全国ふるさと開拓使協会を組織する。

全国ふるさと開拓使協会は、一に限って設立されるものとし、登録ふるさと開拓使はすべてこれに所属しなければならない。

11 立法

国は、ふるさと開拓使創設のため、「日本再生ふるさと開拓使設置法」を制定し、所要の立法措置をとる。

第三節 歩け歩け運動の創設

1 歩け歩け街道の指定

担当大臣は、江戸幕府直轄の旧五街道（旧東海道、旧中仙道、旧甲州街道、旧日光街道（例弊使街道、壬生街道も含む）、旧奥州街道（女石まで））並びに江戸時代の参勤交代に使われた旧街道を中心に、全国の主要な62街道を念頭に、北海道、本州、四国、九州、沖縄の新旧の街道を、歩け歩け街道として指定し、これを公表する。

街道の指定は、その始点、終点、位置、幅、一里塚、追分、旧来から設置されている主要な標識を示してするものとする。

2 案内、解説

ふるさと開拓使は、有償で、特定の指定街道に付き、成人及び大学生、高校生、中学生、小学生、児童に対し、当該街道の案内人（教育者）となるほか、地場の技術、産業、産品、農耕の方法、漁業の方法、その他歴史等を解説することができる。

開拓使より学んだ小中学生を含む地元民が、自らふるさと案内人としての経験を積むことにより経済的な潤いと地元の歴史に自信と誇りを取り戻すことにもなると考える。

3 標識設置

国は、登録開拓使の上申に基づき、第一項の指定街道にかかる追分地点、左折ないし右折地点、その他街道がいずれの方向に向かっているかが分かりにくい地点、その近傍に著名神社仏閣又は名所旧跡が所在する地点、その他街道の歩行にあたって危険箇所を表示する必要がある地点に、街道標識を立てることができる。上記標識には、その一部として、無償で、トイレの位置、また有償で、近傍の食堂、コンビニ、旅館等の所在地を示す広告標識をあわせ設置することができる。

4 ふるさと街道地図作成

ふるさと開拓使協会は、第一項の街道の所在場所を示すふるさと街道地図を作成し、有償で、一般に頒布することができる。

ふるさと街道地図は、指定街道の位置、指定街道近傍の神社仏閣、名所旧跡、山岳、湖池沼、道路法上の国道、県道等との位置関係を明示し、食堂、トイレの位置を表示するものでなければならない。

第四節 歩道開拓整備事業

1 歩道整備

国は、指定街道のうち、道路法上の道路である部分並びに、道路法上の道路ではない部分であって歩行の困難ないし道路を走行する車両により歩行することが危険である部分について、高齢者ないし学童が歩行の困難ないし危険を感じないように、整備をしなければならない。国は必要な予算措置を講ずる。

実際に歩いた経験上、真っ直ぐに走る国道が、地形に合わせて曲がりくねっている旧街道を串刺しにして、寸断するように造られているところが多い。また旧街道が姿を消してしまい、その旧街道の位置が現在の国道になってしまっている箇所、歩道がない箇所ないし歩道部分の表示のない箇所は、歩く者にとって極めて危険である。旧街道の歩道の整備をすることにより、旧街道が災害時の逃避道としての役割も担えようとする。

また、常に歩道（街道）整備を必要とするため、その要員（地域の消防団員等を含める）はすべて地元民を雇うこととする。地元の雇用プラス治安にも良い影響があるはずである。

2 意見具申

ふるさと開拓使は、上記道路部分に該当する部分並びに歩行困難ないしは危険性の程度を特定した上、その整備方法に付き、国または関係地方公共団体に意見書を提出することができる。

第五節 ふるさと開拓事業

1 考え方

本計画は、「ふるさと」を肉体労働をもって自然に働きかけ生産する場と定義しなおし、都会民にかかる意味での「ふるさと」に接近させ、導入させ、生産に参加させ、収穫物を取得させ、そうすることにより、経済的利益を「ふるさと」構成員に取得させ、他方、都会民に「ふるさと」における生産活動に参加する喜びを実現させようとするものである。これを実現する手段として、ふるさと開拓使の指導の下に、非農民（農地法上の農民に該当しない者）が農民の監督ないし指揮下で農業に参加すること、非漁民（漁業法上の漁業者ないし漁業従事者に該当しない者）が漁業者または漁業従事者の監督ないし指揮下で漁業

に参加する方法を採用する。以下では、農業を念頭において規定する。

2 実行方法

(1) 契約締結

- ① ふるさとづくり法人ないし、ふるさと開拓使は、非農民が農業に非日常的に一定期間参加することについての、非農民と農民との間の「農耕等参加契約」に関する①典型契約書を作成し、同契約の締結の仲介並びに下記(3)の教示、同(4)の教示、(5)の調整を行う。
- ② 契約書には、農民参加によって非農民に発生するかもしれない損害と、農民に発生するかもしれない損害を特定した上、相互に相手方は当該損害が故意によって発生したものでない限り損害賠償義務を負わない旨を規定する。この規定の趣旨は非農民を農耕に誘うため、損害賠償の負担の軽減をはかるためである。
- ③ ふるさとづくり法人は、その契約書の登録、保管、統計、公表等の事務、その他ふるさと開拓使との調整、下記寄付金とは対価性のない行政サービスを行う。

(2) ふるさと納税制度

- ① 契約は、原則、有償とし、下記の②と③のうち、どちらか、または両方を非農民が支払うものとし、非農民は、下記の③の対価、または自己が提供する労働の対価の性質を有するものとして、農民からなんらかの農産品を受取る旨を規定する。
- ② ふるさと納税制度（地方税法314条の7、寄付金税額控除制度）を利用し、「農耕等参加契約」締結農民の所属する市町村に寄付し、領収証の送付を受け、自己の確定申告書に添付する（金額は2000円以上、通常の子供二人、夫婦、年収700万円の人であれば年間4万円程度なら、住民税、所得税が3万円5000円程度控除される）。
- ③ 非農民がふるさとづくり法人に支払う。

(3) 「ふるさと開拓使」の教示行為。

- ① 非農民に対する農業参加の具体的方法（ex 最適農産物の耕作方法、堆肥、追肥等施肥方法）の指導の教示
- ② 非農民に対する育成物、収穫方法、貯蔵方法の教示

(4) 祭りへの参加についての教示

ふるさと開拓使は、非農民も非漁業者も、農民や漁民が地元の神社仏閣において催される祭礼、お祭りに、自然への収穫、漁獲の感謝をこめて、観光客としてではなく、地元民の一員として一緒に参加するよう、祭礼についての歴史等の解説を加えて教示する。

(5) 国、地方公共団体との調整

従来、農林水産省が主催してきたグリーンツーリズム等、文化庁が主催してきた国民文化祭等、地方公共団体が主催ないし助成してきた祭り等との調整を行う。

第六節 ふるさと市場（いちば）事業

考え方

「ふるさと」を構成する農村、漁村、山村には自然の中に生育する動植物魚介類が自生しており、これら自生品や、これら自生品に手工業的加工を加えた生産品を主として都会民に対して恒常的に販売する計画が考えられる。しかし、これら自生品ないしは手工業的加工品を販売することを目的として、大都会においては各県ごとのアンテナショップ物産店として、あるいは「道の駅」としての販売店舗がかなり大規模に存在しているので、「ふるさと開拓計画」としては、これら自生品ないしは手工業的加工品を季節的ないし定期的に販売することを計画する。

宿場、宿場で土日に定期的に朝市を開催する事も同時に考える。

実行方法

(1) 各ふるさとづくり法人が主催団体となり、各指定街道の近傍に存在する神社仏閣、名所旧跡に接続する集会場所あるいは広場、ないしは地域の公民館を開催場所として、定期的（例えば、毎月〇の日、毎週土曜日など）あるいは季節的に（例えば、春分の日、秋分の日、〇〇神社祭礼日ごとに）、加工品を有償販売する。この開催日が、当該神社仏閣等の祭礼日と重なる場合には、前記「第五 ふるさと開拓事業」の「4 祭りへの参加についての教示」もこの開催場所で一緒に行うこととし、必要な調整を行う。

(2) 「ふるさと開拓使」は、ふるさと市場事業主催者に対し、有償または無償で、販売すべき自生物ないし加工品を推薦する。

第七節 ふるさと開拓ファンド事業

考え方

各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、鉱物、海産類を原料ないし材料として誘導される化学物質ないし工業的に製造される製品、商品はきわめて種類も多く豊富であるが、それらを製品あるいは商品として販売可能な段階まで工業化するには、工業化の最終段階で、大量製造技術ないし商品製造方法を完成しなければならない。しかし、そのためには多大な資金を必要とするのが通常であるから、なんらかの新しい仕組みが考案されなければならない。

各指定予定街道の近隣では投資資金保有者は稀有に近く、当該地域でかかる必要資金を調達することは極めて困難であるし、地域銀行や都市銀行は、かかる新規事業に投資する資金を供給する能力も気概も失って久しい。他方、国の行政機関が関与する助成金は、あくまで助成金に止まり新事業投資資金としては著しく不十分である。

かかる新事業は、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけるものであるから、ファンド事業として位置づけるのが適切である。しかし、民間資金が安心して投資されるよう、国も一部資金を投資すべきである。かかる目的を実現するには、投資者保護の観点からも、国に利益を確保する観点からも、既存の法律の改正作業等を必要とする。

すでに、①農産物等を生産、加工、販売まで含んだ六次産業化の観点から事業計画の推進がなされているが、本件ファンド事業は、「農山漁村の産業化」ではなく、「農産物漁獲物」を原料とする大量生産技術の工業化の最終段階を実現しようとするものであるから、目的が異なる。ただし、販売も産業として捉えることは可能であるし、六次産業化の対象として扱われている物品は、主として、農業生産物、漁業生産物の加工品であるから、本計画との統合が考えられる。また、②農業生産物、漁業生産物の商品化については、すでに「農商工連携事業」（「工」と「商」が主体となったものを含む）、そして中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業（サービス分野も含む）が実施されているところであり、これらはいずれも、本計画が実現しようとする「ふるさと再生」の観点からは同じ目的を実現することとなる事業であると捉えなおすことができるので、これらと統合する方が考えられるべきであろう。

実行方法

1 農産物海産物等工業化事業ファンド

国は、各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、海産類を原料として誘導される化学物質ないし工業製品を、安価に市場に販売する目的をもって、大量生産技術ないし商品化技術を完成させるための事業資金を、各指定予定街道の近隣の農民、牧畜民、漁民等ないしそれらを組織化する事業者から出資ないし社債等の応募により集めるものとし、かかる事業者の資金取得活動を助成するため、農産物海産物等工業化事業ファンドを組成し、概略次のような構成とする。

2 仕組み

農産物海産物等工業化事業ファンドを、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけ、原則として、各指定街道ごとに一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。原則として、全国に約60の農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。各ファンドの出資金は、原則として、10億円と想定する。一ファンドにつき、原則として、5つ以下の事業ないし工場に対し投資することを想定する。1つの工場に対する投資金額の総額いかんにかかわらず、本計画が関与する同工場に対する投資額は、原則として、10億円以下と想定する。農産物海産物等工業化ファンドの司令塔の役割を果たす組織として、担当大臣の

管轄の下に、預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立する。

なお、地域経済活性化支援機構法64条の趣旨に基づき、同法を一部改正して、株式会社地域経済活性化支援機構と株式会社農産物海産物等工業化支援機構を統合することも考えられる。

3 投資額

出資金は、一ファンドにつき、民間から2億5000万。地元銀行5行から1行あたり1億。国から2億5000万、合計10億、借入金総額は40億円を限度として想定する。国は本事業遂行のため、預金保険機構を通じて株式会社農産物海産物等工業化支援機構に150億円を出資し、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は同額を出資総額として各ファンドに対し2億5000万円を上限として出資する。債権者を金融機関とし、債務者を各ファンドとする主債務につき、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は総額2400億円を限度額とする借入保証枠を設定する。各ファンドはその出資金の4倍まで金融機関等から借入することができる。

3 事業計画策定

ふるさと開拓使は各農産物海産物等工業化事業ファンドにつき、無限責任組合員の選定、有限責任組合員（銀行、民間人を含む）の選定、5以下の投資対象事業の選定を行い、各投資対象事業の事業者が策定して提出する事業計画書に基づいて、かつ、中小企業診断士の協力を得て、各投資対象事業ごとに投資事業計画を策定して、担当大臣に提出する。同計画は、収益ある事業として計画されなければならないこと、期間を10年以内とし、投資資金の回収方法をさだめなければならない。

4 立法

原則として、各指定街道に一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立すること、同ファンドの組成を円滑ならしめるべく、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約に関する法律を一部改正する部分を含む「(仮称)農産物海産物等工業化投資事業有限責任組合特別措置法」を立法し、次のような規定を設けるものとする。

- ① 預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立すること、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに出資すること（下記③による）、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドの金融機関借入金につき保証すること、その保証の限度額、保証料を定めること。
- ② 農産物海産物等工業化事業ファンドの無限責任組合員は、組合の業務を執行するに当たり、「ふるさと開拓使」の意見をきかなければならないこと。
- ③ 株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに有限責任組合員として出資すること、その出資の種類、出資の限度額を定める。
- ④ 出資金拠出者の公示方法

- ⑤ 借入金の限度額、借入金の返済方法、
- ⑥ 余裕金の運用方法、利益及び損失の分配割合、組合の存続期間、解散事由、清算方法、残余財産の分割方法
- ⑦ 本計画と、六次産業化事業、農商工連携事業、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業とを統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項、本ファンドからの事業資金投資対象の選定基準等
- ⑧ 株式会社農産物海産物等工業化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構と統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項

以上